

SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）  
Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program

平成 26 年度

公募要領

【課題名】

「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」

（J S T 担当部分）

【募集期間】

平成 26 年 6 月 16 日（月）～平成 26 年 7 月 22 日（火）（正午）



管理法人：独立行政法人科学技術振興機構（JST）

平成 26 年 6 月

（2014/06/20 第 2 版）

本公募は、現在、文部科学省の「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめ（注1）を踏まえて検討されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月文部科学大臣決定・平成26年2月改正）及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成18年8月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）等の改正を前提として行うものであり、平成26年度以降に適用されるガイドラインの改正内容等によっては、本公募要件、採択後の委託研究契約書及び委託研究契約事務処理説明書等を変更する場合があります。

（注1）：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/09/1339981.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/1339981.htm) 参照。

◆課題名・プログラムディレクター

課題名：「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」

プログラムディレクター：藤野 陽三

(横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター 特任教授)

◆公募対象の研究開発項目

研究開発項目
(1) 点検・モニタリング・診断技術の研究開発
(2) 構造材料・劣化機構・補修・補強技術の研究開発
(3) 情報・通信技術の研究開発
(4) ロボット技術の研究開発
(5) アセットマネジメント技術の研究開発

◆研究開発課題開始までの主なスケジュール

	研究開発項目 (1) ~ (5)
募集開始	<u>平成 26 年 6 月 16 日 (月)</u>
募集説明会*	<b>6 月 18 日 (水) 14:00~16:00</b> JST 東京本部別館 1F ホール 住所：東京都千代田区五番町 7 K's 五番町ビル 1F
	<b>6 月 24 日 (火) 12:30~14:30</b> ニッセイ新大阪ビル 13 階 D 会議室 住所：大阪府大阪市淀川区宮原 3-4-30 ニッセイ新大阪ビル 13F
募集受付締切 (e-Rad による受付期限)	<u>平成 26 年 7 月 22 日 (火) 午前 12 時 (正午) 《厳守》</u>

※ 募集説明会の詳細情報および参加申込は、SIP ホームページで確認下さい。

書類選考期間	7 月下旬 ~ 8 月中旬
書類選考結果の通知	8 月上旬 ~ 8 月中旬
面接選考期間	8 月中旬 ~ 8 月下旬
採択研究開発課題の通知・発表	9 月頃
研究開発開始	10 月頃

注) 全て予定です。今後変更となる場合があります。

注) 日程は決まり次第、SIP のホームページに掲載します。

参考	SIP のホームページ <a href="http://www.jst.go.jp/sip/k07.html">http://www.jst.go.jp/sip/k07.html</a>
----	--

# 目 次

I. SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）について	1
1. SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の概要	1
2. 公募までの経過	1
3. SIPの推進体制	2
4. 課題（インフラ維持管理・更新・マネジメント技術）の概要	3
(1) 意義・目標等	3
(2) 研究開発の内容	3
(3) 実施体制	4
(4) 知財に関する事項	4
(5) 評価に関する事項	4
(6) 出口戦略	4
II. 募集に関する主要事項	5
1. 公募対象となる研究開発項目について	5
(1) 研究開発項目と位置づけ	5
(2) 研究開発項目の内容	6
2. 推進体制と公募単位について	9
3. 応募者の要件について	10
4. 研究開発課題の期間・規模等について	10
(1) 研究開発期間	10
(2) 研究開発費の規模	11
(3) 研究開発の実施体制	11
5. 選考について	12
(1) 選考の流れ	12
(2) 評価基準	12
(3) 利害関係者の選考への不参加	12
(4) 選考結果の通知等	13
(5) 研究開発課題開始までの主なスケジュール（予定）	13
6. 採択後の責務等	13
(1) 研究開発責任者の責務等	13
(2) 研究機関の責務等	15
7. 研究開発課提案書（様式）の記入要領	17
III. 募集に関する一般事項	38
1. 研究開発課題提案の応募について	38
2. 研究開発費の用途について	38
3. 間接経費について	40
4. 繰越しについて	41
5. 応募に際しての注意事項	41
(1) 提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	41
(2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置	42
(3) 研究費の不正な使用等に関する措置	44
(4) 研究活動の不正行為に対する措置	46
(5) 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	48
(6) 人権の保護および法令等の遵守への対応について	50

(7) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	51
(8) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力 .....	53
(9) ReaD&Researchmap (R&R) への登録について .....	53
(10) 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について ...	54
(11) JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について .....	55
IV. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について .....	56
1. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等 .....	56
2. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法 .....	56
3. 利用可能時間帯、問い合わせ先 .....	58
(1) e-Rad の操作方法 .....	58
(2) 問い合わせ先 .....	58
(3) e-Rad の利用可能時間帯 .....	58
(4) 具体的な操作方法と注意事項 .....	58
V. その他留意事項 .....	76
1. 応募に際しての参考事項 .....	76
(1) 男女共同参画について .....	76
(2) 「国民との科学・技術対話」について .....	77
(3) オープンアクセスについて .....	77
(4) 低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業について .....	77
(5) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について .....	77
2. よくある問い合わせ事項 (Q&A) .....	79
VI. その他 .....	83
エフォートの定義について .....	83

# I. SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）について

## 1. SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の概要

科学技術イノベーションは、経済成長の原動力、活力の源泉であり、社会のあり方を飛躍的に変え、社会のパラダイムシフトを引き起こす力を持ちます。しかしながら、わが国の科学技術イノベーションの地位は、総じて相対的に低下しており、厳しい状況に追い込まれています。

総合科学技術・イノベーション会議は、「イノベーションに最も適した国」を作り上げていくための司令塔として、その機能を抜本的に強化することが求められています。科学技術イノベーション政策に関して、他の司令塔機能（日本経済再生本部、規制改革会議等）との連携を強化するとともに、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ等に、より直接的に行動していく必要があります。

このため、平成26年度予算において、「科学技術イノベーション創造推進費」（以下、「推進費」という。）が創設され、内閣府に計上されました。推進費は、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化のための重要な取組の一つであり、府省の枠を超えたイノベーションを創造するために不可欠な政策手段です。

今、国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国の産業にとって将来的に有望な市場を創造し、日本経済の再生を果たしていくことが求められています。このためには、各府省の取り組みを俯瞰しつつ、更にその枠を超えたイノベーションを創造するべく、総合科学技術・イノベーション会議の戦略推進機能を大幅に強化する必要があります。その一環として、鍵となる技術の開発等の重要課題の解決のための取り組みに対して、府省の枠にとらわれず、総合科学技術・イノベーション会議が自ら重点的に予算を配分するSIP（戦略的イノベーション創造プログラム）が創設されました。この原資は、推進費から充当されます。

## 2. 公募までの経過

このような背景のもと、SIPは、科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）及び日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、科学技術イノベーションを実現するために創設することが決定したものです。

SIPは、府省・分野の枠を超えた横断型のプログラムであり、総合科学技術・イノベーション会議が対象となる課題を特定し、予算を重点配分するものです。第114回総合科学技術会議（平成25年9月13日開催）において、対象課題候補及び実施の方針が決定されており、基礎研究から出口（実用化・事業化）までを見据え、規制・制度改革や特区制度の活用も視野に入れて推進していくものです。

SIPは、科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針（平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議）に定められた基本方針に沿って、総合科学技術・イノベーション会議ガバナリングボード、プログラムディレクター、推進委員会等を中心とした推進体制が構築されています（「I 3. SIPの推進体制」を参照）。

平成26年度SIPの対象課題、各課題のプログラムディレクター、各課題の予算配分については、平成26年度SIPの実施方針（平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議）において決定されています。

プログラムディレクターが策定した各研究開発計画については、総合科学技術会議ガバナリングボードによる事前評価（平成26年3月20日、27日）、及び内閣府によるパブリックコメント（平成26年4月17日（木）～平成26年5月7日（水））の結果を

踏まえ、平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボードにより承認され、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において決定されています。

SIP の実際の運用にあたっては、戦略的イノベーション創造プログラム運用指針（平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボード）に沿って進められます。

### 3. SIP の推進体制

SIP は、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化のための取り組みの一つとして内閣府に計上された推進費において実施するものであり、総合科学技術・イノベーション会議のもとで推進体制が構築されています（図1）。

#### ○総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボード（GB）

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員を構成員とする総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボード（以下、「GB」という。）は、SIP の着実な推進を図るため、SIP の基本方針、SIP で扱う各課題の研究開発計画、予算配分、フォローアップ等についての審議・検討を行います。

#### ○プログラムディレクター（PD）

内閣府にテーマごとにおかれているプログラムディレクター（以下、「PD」という。）は、担当する課題の研究開発計画等を作成し、中心となって進めます。また、研究開発計画の推進にあたっては、研究開発課題の決定を行うとともに、研究開発計画策定および実施の過程においては、研究開発内容の修正・組み替えを含めたマネジメントを行います。

#### ○推進委員会

推進委員会は、内閣府に課題ごとに置かれます。PD が議長、内閣府が事務局を務め、関係省庁、管理法人（以下項目参照）、専門家等から構成されます。当該課題の研究開発計画の作成や実施等に必要な調整等を行います。

#### ○管理法人

管理法人は、PD が推進委員会と調整の上作成し、GB によって承認された研究開発計画に沿って、当該課題を推進する研究責任者（管理法人から研究を受託する者）の公募、委託研究契約等の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、PD への自己点検結果の報告、関連する調査・分析、広報活動等、その他研究開発の推進にあたって必要な調整を行います。

当該課題の各研究開発項目を推進する研究責任者の選定にあたっては、管理法人が内閣府と協力して、PD、推進委員及び外部の有識者・専門家等から構成される選考委員会を設置し、選考委員の審議結果を踏まえ、PD 及び内閣府の了承を経て決定を行います。研究責任者及びその共同研究予定者等（研究責任者等）の利害関係者は、当該研究責任者等の審査には参加しません。

なお、本課題の管理法人としては、研究開発計画において、独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）及び新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）が指定されています。

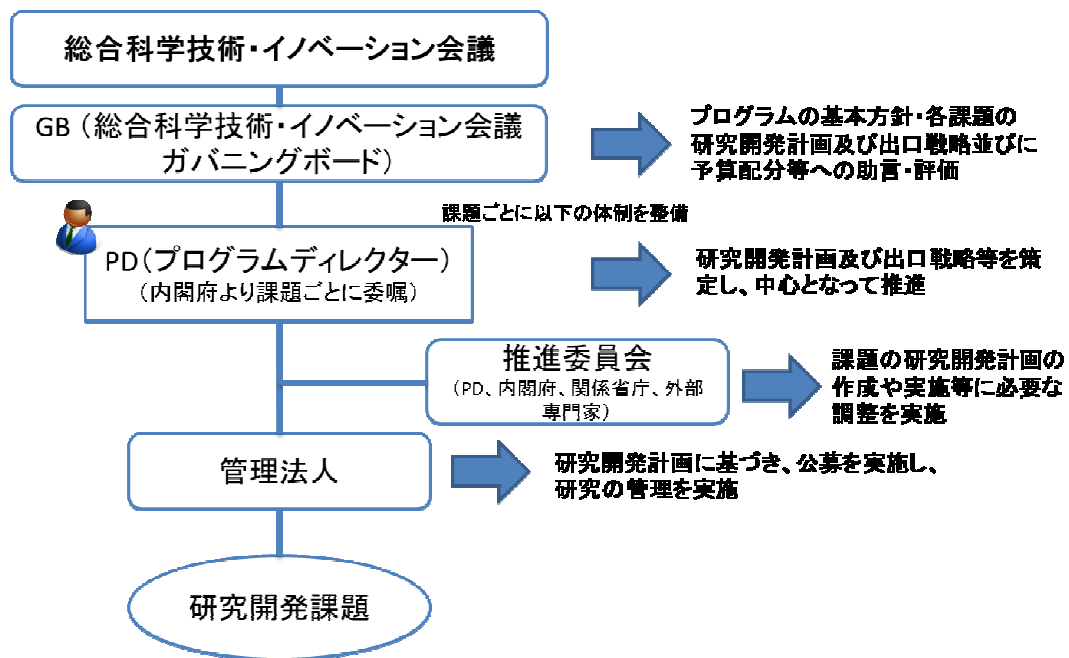


図1：SIPの推進体制図

#### 4. 課題（インフラ維持管理・更新・マネジメント技術）の概要

本課題（インフラ維持管理・更新・マネジメント技術）の概要は下記のとおりです。なお、詳細は本課題に係る研究開発計画をご覧ください。

##### (1) 意義・目標等

我が国では、インフラの高齢化が進む中で、2012年の笹子トンネル事故のような重大な事故リスクの顕在化や、維持修繕費の急激な高まりが懸念されます。厳しい財政状況や熟練技術者の減少という状況において、事故を未然に防ぎ、予防保全によるインフラのライフサイクルコストの最小化を実現するためには、新技術を活用しシステム化されたインフラマネジメントが必須です。特に世界最先端のICRT※を活用した技術は、従来のインフラ維持管理市場に新たなビジネスチャンスを生むとともに、同様な課題に向き合うアジア諸国へのビジネス展開の可能性を生むものです。

これらの実現のために、本研究では維持管理に関わるニーズと技術開発のシーズとのマッチングを重視し、新しい技術を現場で使える形で展開し、予防保全による維持管理水準の向上を低コストで実現させることを目指します。これにより、国内重要インフラを高い維持管理水準に維持するだけでなく、魅力ある継続的な維持管理市場を創造するとともに、海外展開の礎を築きます。

※ICRT：ICT(Information and Communication Technology) + IRT(Information and Robot Technology)

##### (2) 研究開発の内容 (→II章に記載)



### (3) 実施体制

藤野陽三PDが研究開発計画の策定や推進を担います。

PDを議長とし、内閣府が事務局を務め、関係省庁や専門家で構成する推進委員会が総合調整を行います。JST及びNEDOの交付金を活用して同法人がマネジメント力を最大限発揮します。公募により最適な研究主体を臨機応変に選定します。

### (4) 知財に関する事項

管理人等は、課題または課題を構成する研究項目ごとに必要に応じ知財委員会を置き、発明者や産業化を進める者のインセンティブを確保し、かつ、国民の利益の増大を図るべく、適切な知財管理を行います。

### (5) 評価に関する事項

ガバニングボードによる毎年度末の評価の前に、研究主体による自己点検及びプログラムディレクターによる自己点検を実施し、自律的にも改善可能な体制とします。

### (6) 出口戦略

国が新技術を積極的に活用・評価し、その成果をインフラ事業主体に広く周知することで、全国的に新技術を展開すると共に、インフラ維持管理に関わる新規ビジネス市場の創出を促します。また、有用な新技術を海外展開していくために、国内での活用と評価から国際標準化までを一貫して行う体制を整備します。

## II. 募集に関する主要事項

### 1. 公募対象となる研究開発項目について

#### (1) 研究開発項目と位置付け

本課題にて目標としている、厳しい財政状況や熟練技術者の減少という状況において、事故を未然に防ぎ、予防保全によるインフラのライフサイクルコストの最小化を実現するためには、新技術を活用しシステム化されたインフラマネジメントが必須です。(図2-1)

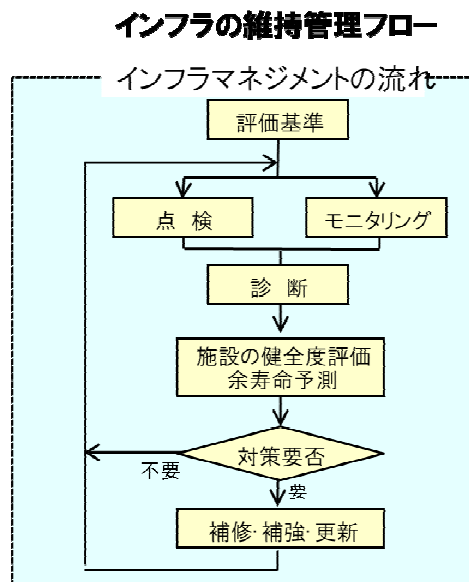


図2-1. インフラ維持管理フロー

上記インフラマネジメントシステムを達成するための基盤技術開発として、研究開発計画に基づき下記を研究開発項目として設定しています。

- (1) 点検・モニタリング・診断技術の研究開発
- (2) 構造材料・劣化機構・補修・補強技術の研究開発
- (3) 情報・通信技術の研究開発
- (4) ロボット技術の研究開発
- (5) アセットマネジメント技術の研究開発

## (2) 各研究開発項目の内容

本公募要領では、本課題における J S T 担当の研究開発小項目について記載しています。

### 研究開発項目 (1) 点検・モニタリング・診断技術の研究開発

#### 概要

インフラの効率的かつ効果的な維持管理に向け、欠陥や損傷をセンシングし、その状態・性能を定量的に把握できる点検・モニタリング・診断技術を対象に、以下の研究開発を行う。インフラ構造物へ適用可能であることを重要視し、研究開発成果に対する現場での実証実験等の結果を踏まえたフィードバックによる改善がなされる研究開発体制が確保されていること。

#### 【研究開発小項目】

##### (A) 先端的な計測技術による点検・モニタリング・診断技術の研究開発 (6 件程度)

#### 【研究開発内容】

インフラ構造物の健全度診断・余寿命予測の実用化に向け、打音検査などの従来手法に比べ、安全性、効率性、精度などの観点から、特に優れた効果が期待される新しい計測技術を活用した点検・モニタリング・診断技術の研究開発を行う。具体的には、表面状態・形状変化の計測、塩害等による内部の腐食状況等を把握可能とする、先端的な非破壊・微破壊・非接触の点検・モニタリング・診断技術の開発を行う。

注) 本小項目 (先端的な計測技術による点検・モニタリング・診断技術の研究開発) では以下(A)-a、(A)-b の単位で公募を行います。

研究開発小項目 (A)-a : 医療分野や産業分野で普及している先端計測技術、電磁波やレーザーなどを駆使した先端計測技術に基づく点検・モニタリング・診断技術の開発

研究開発小項目 (A)-b : インフラ分野にとってこれまでにない新しい計測技術を活用した点検・モニタリング・診断技術の開発

#### 【研究費 (間接経費を含む)】

研究開発小項目 (A)-a : 1 件当たり年間 2 億円程度を上限とする (3 件程度)。

研究開発小項目 (A)-b : 上限は 1 件当たり年間 5 千万円程度とする (3 件程度)。本公募は、JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムで実施するため、詳細については、下記 URL をご覧ください。

公募情報 URL : <http://www.jst.go.jp/sentan/koubo/SIP/index.html>

### 研究開発項目 (2) 構造材料・劣化機構・補修・補強技術の研究開発

#### 概要

構造材料のさまざまなパターンの劣化機構に対するシミュレーション技術を開発し、構造体の劣化進展予測システムを構築する。また経年劣化による変状が顕在化したインフラ

の長寿命化およびライフサイクルコスト低減に資する新素材の維持管理・補修補強技術についての研究開発を行う。さらに、新規および既設インフラの高性能化を目指した材料開発も行う。

#### 【研究開発小項目】

##### (A) 各種研究機関の密接な連携による次世代インフラ構造材料の総合的・実用化研究開発（1件程度）

産業界・大学、関連研究機関との密接な連携を可能にする拠点体制を構築した上で、インフラ構造物の余寿命診断と的確な補修・補強を可能にするために、構造材料の損傷劣化メカニズムを解明し、材料科学にもとづいたモデリングにより余寿命推定技術を高度化するとともに、高効率補修・補強材料技術や高耐久性材料を開発する。そして、それらの開発技術を総合して、速やかに社会実装につなげることができるスキームを確立する。

##### (B) インフラ構造物の劣化検出・診断のための新材料に関する研究開発（1件程度）

インフラ構造物の劣化検出・診断のため、自発的に劣化（ひずみ、ひび割れ、中性化等）を検出するセンサ材料や、外観上の表面の変状（変退色、ひび割れ、樹脂露出等）を容易に可視化できる機能性材料等に関する研究開発を行う。

##### (C) 鋼構造物の腐食による劣化損傷に対する補修技術の研究開発（1件程度）

鋼構造物の腐食に対する補修技術を対象とし、素地調整や補修・補強の合理化など補修の負担軽減に資する新技術の研究開発を行う。ここでは、その新技術の適用性の検証及び適用方法の提示も含むものとする。

### 研究開発項目（3） 情報・通信技術の研究開発

#### 概要

インフラの維持管理・更新・補修などにかかわる膨大な情報を利活用するための技術、具体的にはデータ誤検知の除去（クレンジング）技術・データの効率的な蓄積技術・類似パターンの分類技術・データ解析などに代表されるデータマネジメント技術等を開発する。また、インフラに設置されたセンサからデータを有線（ネットワーク）や無線通信で回収して異常箇所を推定する技術、走行中の移動体（自動車等）からインフラ関連のセンシング情報を無線通信により回収し、移動体の運用情報などと関連づけ統合的にする技術などを開発する。

#### 【研究開発小項目】

##### (A) インフラのセンシングデータを収集し統合的に解析する技術の開発（2件程度）

各種インフラに設置されたセンサから、維持管理に必要なデータを効率よくかつ正確に回収する技術を開発する。データの回収には様々な方法が想定されるが、地下等の通信環境が過酷な状況下にあっても、ローコストで電力負荷が小さく正確なデータ転送を実現するためのネットワーク型の無線通信技術を開発する。交通インフラなどを対象に、インフラユーザとなる移動体（自動車等）によるデータ回収方法も想定している。また、回収さ

れたインフラのモニタリングデータから、異常箇所を推定する技術や状態をリアルタイムに分析し可視化する統合的な解析技術を開発する。

#### **研究開発項目（４） ロボット技術の研究開発**

##### **概要**

効率的・効果的な点検・診断を行う維持管理・補修ロボットおよび危険な災害現場においても調査・施工が可能な災害対応ロボットを開発する。ロボットの実用性を高めるためのインフラ構造の検討とそれに対応するロボットの研究開発や、先端技術を活用した災害調査・施工等を行う実用的ロボットの開発や制御プログラム等の支援システムの研究開発など、先導的な取り組みを行う。開発された技術を現場へ試験導入することにより、維持管理および災害対応の効率性・安全性の向上のための改良・改善を図る。採択後に、維持管理と災害対応の共通基盤的な技術開発を推進するためのデザインレビューを行う。

##### **【研究開発小項目】**

##### **(A) 維持管理ロボット・災害対応ロボット開発に必要なコア技術（ロボティクス技術）の開発（３件程度）**

インフラ構造物の劣化損傷の点検・診断や災害時における復旧作業に導入する高い実用性を持ったロボットを開発する上で、コアとなることが想定される下記のロボティクス技術を開発する。

- 遠隔現場へのアクセシビリティ向上
- 無線通信・有線通信
- 遠隔状況認識・知能化・自動化等の要素技術

#### **研究開発項目（５） アセットマネジメント技術の研究開発**

##### **【研究開発小項目】**

##### **(A) インフラマネジメント技術の国内外への展開を目指した統括的研究（１件程度）**

膨大なインフラに対して、限られた財源と人材で効率的に維持管理を行っていくため、ライフサイクルコストの最小化を目指すインフラ構造物のアセットマネジメント技術の研究開発を行う。また、地方公共団体に適用可能なアセットマネジメント技術の開発と全国的な展開を見据えたマネジメント体制を構築する。さらに、国際展開を行うためのスキームを構築する。

(１)～(４)の研究開発における関連する成果を視野にいれて活動することも期待する。

具体的研究開発内容としては、以下を含むものとする。

- ・ コンクリート構造物等のアセットマネジメントシステム開発  
損傷劣化が顕在化し全国的にも大量に存在する道路橋等のコンクリート部材を主たる対象に、発生頻度の高い特定の劣化現象・部材に特化し、点検モニタリング情報をベースに余寿命や補修・補強の効果を定量化する予測システムを構築し、実証実験によ

りその検証を行う。また、実際の構造物に適用し、効率的なアセットマネジメントであることを示す。さらには、他の一般的なインフラ施設のアセットマネジメントへの展開も検討する。

- ・ 地方公共団体インフラのアセットマネジメントシステム開発  
人員不足・財源不足・技術不足により、インフラの機能・サービス水準・安全性の低下が特に懸念される地方公共団体に適用可能なアセットマネジメント技術の研究開発とその全国的な展開を、経営マネジメントの視点をとり入れて行う。展開に際しては全国の大学と連携し、地方公共団体への支援を含めたマネジメント体制を構築し、また、新技術の分かる人材・使える人材の育成を視野に入れた展開を期待する。
- ・ インフラのアセットマネジメントシステムの国際展開スキーム構築  
海外のインフラ保有者、学識経験者とのインフラマネジメントに関する技術交流を行う組織を構築し、それぞれの国のインフラ整備状況を確認するとともに、将来を見据えたアセットマネジメントの重要性を議論し、日本国内でのアセットマネジメントシステム開発の成果を紹介する。また、アセットマネジメント技術の国際展開を図る目的から、それぞれの国の実情に合ったアセットマネジメント技術の導入支援（ローカライズ）が可能となるような体制の整備及び具体的技術検証の実施を検討する。このような活動を通じて、アセットマネジメントシステムの国際展開スキームを構築する。

## (B)

### **特定の基幹インフラ施設を対象にした維持管理・更新・マネジメント技術（河川、港湾、鉄道、上下水道、農業分野などの施設・構造物が対象）の開発（2件程度）**

様々な基幹インフラ施設がある中で、その使用目的や機能あるいは構造物としての特性や種類に応じて、アセットマネジメントを行う上での必要な研究開発項目が異なることが考えられる。以下に示す特定の社会的機能を有する基幹インフラ施設に必要な維持管理・更新・マネジメント技術の研究開発を行う。河川、港湾、鉄道、上下水道、農業分野など、各種インフラ施設・構造物を対象とする。

## **2. 推進体制と公募単位について**

本公募では、II-1-(1)に記載の研究開発項目について研究開発を実施します。各研究開発項目は研究開発小項目にて構成されています。

研究開発の実施にあたり、JST 及び NEDO 及び国土交通省が協力し進めることで研究開発項目間の連携（情報共有、成果の共同利用、課題としての目標達成等）を図り、基礎研究から出口（実用化・事業化）を見据え推進します。

これら研究開発の実施体制については、JST 及び NEDO の支援のもと PD 及び内閣府において構想し、推進委員会の調整をへて、PD 及び内閣府の了承をもって決定します。また、SIP「インフラ維持管理・更新・マネジメントシステム」全体について統括的にマネジメントを行うプロジェクト推進会議にて、研究開発の進捗に応じ、機動的に研究体制の最適化を図ります。（図2-2）。

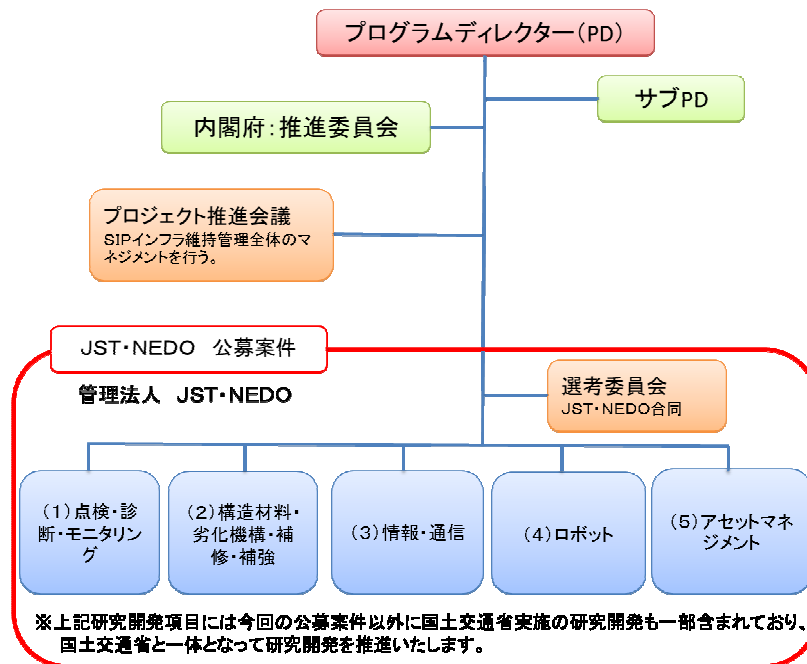


図 2 - 2 : 本課題における推進体制

#### 【研究開発の募集単位】

本公募要領においては、本課題における J S T 担当の研究開発小項目について公募を行います。提案書は原則、研究開発小項目単位の応募とします。

### 3. 応募者の要件について

- ① 自らの研究開発構想に基づき、最適な実施体制により、研究開発責任者として当該研究開発課題を推進できる研究者であること。
- ② 国内の研究機関<sup>※1</sup>に所属して研究開発を実施できること。  
 ※1 「国内の研究機関」：国内に法人格を持つ大学、企業、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人等のうち、研究開発を実施している機関。
- ③ 不適正経理に係る申請資格の制限等に抵触していない研究者であること。

### 4. 研究開発課題の期間・規模等について

#### (1) 研究開発期間

研究開発期間は、平成 26 年 10 月以降、最大 5 年程度の予定です。ただし、毎年度評価を行い配分額を決めるため、次年度以降の予算が約束されるものではないので承知おきください。提案時には、最大 5 年度目の年度末までの研究開発計画を提出して下さい。

採択後の実際の研究開発期間は、提案された研究開発内容と研究開発期間を参考に、推進委員会の審議を経て研究開発課題毎に PD が決定します。

研究開発開始後、当該研究開発の進捗を PD 及び推進委員会が評価し、研究開発期間を変更することがあります。また、研究開発費については、年度末評価の結果や研究開発計画の進捗状況等を踏まえ、年度ごとに見直しを行います。

## (2) 研究開発費の規模

平成26年度の研究開発費（間接経費を含む）及び採択件数の目安は以下を予定しています。

公募案件		研究開発費/年	採択件数
研究開発項目(1)	(A)-a	上限2億円程度/件	3件程度
研究開発項目(2)	(A)	上限3億5千万円程度/件	1件程度
	(B)	上限2千万円程度/件	1件程度
	(C)	上限2千万円程度/件	1件程度
研究開発項目(3)	(A)	上限2億円程度/件	2件程度
研究開発項目(4)	(A)	上限3千万円程度/件	3件程度
研究開発項目(5)	(A)	上限1億5千万円程度/件	1件程度
	(B)	上限1億5千万円程度/件	2件程度

注)

1. 研究開発小項目(1)-(A)-bはJST先端計測分析技術・機器開発プログラムで実施するため詳細については、下記URLをご覧ください。  
公募情報URL：<http://www.jst.go.jp/sentan/koubo/SIP/index.html>
2. 今年度（平成26年度）の各研究開発小項目の研究費は、(2)研究開発費の規模に記載の通りですが、上記の研究内容の修正・組み替えに伴い変更されることがあります。
3. 毎年度の研究開発費は研究開発計画書に基づくとともに、研究開発の進捗や毎年度の予算規模により、毎年度個別に決定します。
4. 選考の過程において、SIPの制度全体及び本課題の研究開発計画の趣旨を踏まえ、PDが個々の研究開発内容や研究開発体制の組み換えを行う場合があります。

## (3) 研究開発の実施体制

研究開発は、研究開発責任者及び研究開発責任者の所属する研究組織に所属するメンバーで構成される研究開発グループが中心となって実施します。併せて、研究開発課題の目標達成に向け、研究開発の内容・進捗に応じ、また異分野研究の融合や多様な経験を持つ研究者・技術者の融合等を図るためなどの理由により、研究開発責任者の指揮の下、研究開発グループと異なる他の研究室や大学、企業等の研究機関に所属する研究者等からなる共同研究グループを編成することを可能とします。研究開発グループ・共同研究グループは、海外の研究機関でなければ研究開発実施が困難である場合を除き、原則、国内の研究機関とします。

これら研究開発の実施体制については、PD及び推進委員会がその必要性や適切性等を厳正に評価します。



## 5. 選考について

### (1) 選考の流れ

#### ① 形式審査

応募提案が応募の要件を満たしているかについて審査します。要件を満たしていない場合は、以降の審査対象外となります。

#### ② 書類選考

選考委員会が応募された提案書類を審査し、面接選考の対象となる提案を選考します。

#### ③ 面接選考

選考委員会が面接選考を実施します。面接選考には原則応募者（研究開発責任者）本人が出席して下さい。なお、日本語での面接を原則とします。

#### ④ 研究開発課題の採択

PDは、選考委員会における審議結果を踏まえ、採択課題候補を選定します。この際、PDが提案者に対して研究開発内容の組み換えや研究開発体制の組み換え等の要請を行い、その結果によって選定を判断する場合があります。JSTは、PD及び内閣府の了承を経て、研究開発課題の採択を決定します。

選考は非公開で行い、選考に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務を持って管理すること等の秘密保持を遵守します。なお、選考の経過に関する問い合わせには応じられません。

### (2) 評価基準

事前評価における評価基準は以下のとおりです。

- ① SIPの趣旨に合致していること
- ② SIPの当該課題の趣旨に合致していること
- ③ 研究開発課題の目標及び研究開発計画が妥当であること
- ④ 研究開発の実施体制、予算、実施規模が妥当であること

提案内容が科学的な学理に基づいていることを明確に示して下さい。単なる思い付きではなく、提案に至った根拠となる何らかのデータが示されていることが必要です。

### (3) 利害関係者の選考への不参加

応募者の利害関係者は、当該応募者の提案の選考を行いません。

利害関係者とは、以下の者をいいます。

- ・ 応募者等と親族関係にある者。
- ・ 応募者等と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等または同一の企業に所属している者。
- ・ 応募者等と緊密な共同研究を行う者。  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは応募者等の研究開発課題の中での研究分担者など、応募者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

- ・ 応募者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- ・ 応募者等の研究開発課題と直接的な競争関係にある者。
- ・ その他 JST が利害関係者と判断した場合。

なお、選考委員会の委員は、本公募には応募できません。

#### (4) 選考結果の通知等

- ① JST では、書類選考の対象となった全ての応募提案に対し、書類選考の結果を応募者に通知します。面接選考の対象となる応募提案は、併せて面接選考の実施要領・日程等を連絡します。なお、形式選考で不備があった応募提案についても、その結果を通知します。
- ② 面接選考の結果は、採択課題の決定後、面接選考の対象となった全ての応募者に通知します。併せて、採択された研究開発課題については、その研究開発課題名、研究責任者の氏名・所属機関名、概要をホームページ等で公表します。
- ③ 不採択となった応募提案に対しては、その理由を後日応募者に通知します。なお、応募があったこと等を含め、その内容を応募者以外に一切公表しません。

#### (5) 研究開発課題開始までの主なスケジュール

提案の募集開始	6月16日(月)
提案の募集受付締切 (e-Radによる受付期限日時)	7月22日(火) 午前12時(正午)《厳守》
書類選考期間	7月下旬～8月中旬
書類選考結果の通知	8月上旬～8月中旬
面接選考期間	8月中旬～8月下旬
採択課題の通知・発表	9月頃
研究開発開始	10月頃

- ※ 記載の日付は全て平成26年度です。
- ※ 書類選考期間以降の日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。
- ※ 日程は決まり次第、SIPのホームページに掲載します。

参考	SIPのホームページ <a href="http://www.jst.go.jp/sip/k07.html">http://www.jst.go.jp/sip/k07.html</a>
----	---

## 6. 採択後の責務等

### (1) 研究開発責任者の責務等

- ① 研究開発の推進及び管理
  - a. 課題実施にあたり課題内の研究開発計画の立案とその推進に関することをはじめ、研究開発グループ全体に、あるいは共同研究グループを編成するときは双方(以下「研究開発チーム」)対して管理責任を負うこととなります。

- b. 研究開発の推進に当たっては、PDの研究開発に関する方針に従うものとします。
- c. JSTに対する研究開発報告書等の種々の書類を遅滞なく提出していただきます。
- d. 事業評価等の研究開発評価や、JSTによる経理の調査や不定期に行われる国による会計検査等に適宜ご対応をお願いいたします。
- e. JSTと研究機関との間の委託研究契約と、その他内閣府及びJSTの定める諸規定等に従って下さい。

② 研究開発費の管理

研究開発チーム全体の研究開発費の管理（支出計画とその執行等）を研究機関とともに適切に行って下さい。

③ 研究開発チームメンバーの管理

研究開発責任者は、研究開発チームのメンバー、特に本研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮して下さい。

④ 研究開発成果の取り扱い

- a. 国内外での研究開発成果の発表を積極的に行っていただくことを推奨いたしますが、国費による研究開発であることから、それに先立ち知的財産権の取得には十分ご配慮いただきます。
- b. 知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願して下さい。
- c. SIPにおける研究開発成果を論文・学会等で発表する場合は、必ずSIPの成果である旨を明記して下さい。
- d. 内閣府及びJSTが国内外で主催するワークショップやシンポジウムに研究開発チームのメンバーとともに参加し、研究開発成果を発表して下さい。
- e. 内閣府及びJSTが関係する研究開発課題間の連絡会等には、積極的に参加して下さい。また、そこで得られた情報について、可能な範囲で研究開発チームのメンバーにご提供をお願いします。
- f. その他、知的財産権の取り扱いについては、内閣府及び当該課題の研究開発計画に定める方針に従うものとします。

⑤ 各種の情報提供

- a. JSTは、研究開発課題名、研究開発チームのメンバーや研究開発費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）及び政府研究開発データベースへ提供します。その際、研究開発責任者等に各種情報提供を依頼することがあります。
- b. 研究開発終了後、一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等にご対応をお願いいたします。

⑥ 国民との科学・技術対話

科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、シンポジウム・ワークショップなど国民との科学・技術対話に積極的に取り組んで下さい。

⑦ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

研究開発責任者及び主たる共同研究者は、JSTの研究費が国民の貴重な税金でまかなわれていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

研究開発責任者及び主たる共同研究者には、提案した研究開発課題が採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないこと。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用など）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（オンライン教材）の履修義務について周知すること。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

（注）本項の遵守事項の確認文書提出及び研究倫理教材の履修義務化は、平成 25 年度に採択された研究開発課題から適用されています。なお、参画する研究員等は、研究上の不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用など）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（オンライン教材）を履修することになります。

#### 【補足】

共同研究グループの主たる共同研究者の責務も、上記に準じます。

## （２）研究機関の責務等

参画する研究機関（採択された課題を推進する研究開発責任者の所属機関。）の責務等は、以下のとおりです。応募に際しては必要に応じて、関係機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

### ① 研究開発費の管理

研究開発費は、委託研究契約に基づき、原則としてその全額を委託研究費として研究機関で執行して下さい。そのため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日）及び平成 26 年 4 月から運用開始の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究開発費の管理を行ってください。

なお、研究機関は、「ガイドライン」に従って、委託研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を文部科学省へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査に対応する必要があります。また、取得した物品等は、原則として研究機関に帰属します（ただし、研究機関が企業の場合、契約に基づき、取得した物品等は JST に帰属します）。

### ② 委託研究契約締結手続きに関する協力

JST は、研究開発費を受け取る全ての研究機関と委託研究契約を締結いたします。

効果的な研究開発の推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きに協力して下さい。委託研究契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあります。

### ③ 適正な経理事務と調査対応

委託研究契約書及び JST が定める「委託研究契約事務処理説明書」に基づいて、研究開発費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、適正な経理事務を行ってください。また、JST に対する所要の報告等、及び JST による経理の調査や国の会計検査等に対応して下さい。

④ 産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール条項）について

委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール条項）が適用されて研究機関に帰属した知的財産権が、出願及び設定登録等される際は、JST に対して所要の報告をして下さい。また、第三者に譲渡及び専用実施権等を設定する際は、JST の承諾が必要です。

⑤ 知的財産権の帰属・取り扱いについて

委託研究の実施に伴い発生する知的財産権について、研究機関に帰属する旨の契約を当該研究に参加する研究者等と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。

また、知的財産権の取り扱いについては、SIP 運用指針、PD・推進委員会及び今後研究開発項目ごとに設置される知財委員会の方針に従って適切に行っていただきます。

⑥ 委託の可否及び委託方法に係る審査

JST は、営利機関等（民間企業及び JST が指定する研究機関）との委託研究契約に先立ち、委託の可否及び委託方法に係る審査を JST が指定する調査会社等を利用して行う場合があります。この審査の結果によっては、JST が委託方法を指定する場合があります。また、財務状況が著しく不安定な場合等、委託が不可能と判断され、当該研究機関では研究開発が実施できないことがあります。その際には研究開発実施体制の見直し等が必要になります。なお、JST が指定する調査会社等への協力ができない場合は、委託が不可能と判断いたします。

⑦ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、平成25年度以降の新規採択の研究開発課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の履修を義務付けることとしました（履修等に必要な手続き等は、JST で行います）。研究機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にも拘わらず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

## 7. 研究開発課題提案書（様式）の記入要領

次のページ以降の記入要領に従い、提案書を作成して下さい。

## 提 案 書 作 成 上 の 注 意

1. 提案書は、次頁以下の記載例に従って記入してください。
2. 提案書の下中央にページを入れてください。
3. **青字斜体**の文言は記入例または注釈になります。提出時は削除して下さい。
4. 枚数によらず e-Rad へアップロードできるファイルの最大容量は 10MBです。ご注意ください。

(SIP - 表紙)

## SIP (戦略的イノベーション創造プログラム)

〔インフラ維持管理・更新・マネジメント技術〕

## 研究開発課題提案書

(記載例)

1.研究開発課題名	インフラ維持管理に向けた通信システムの研究開発 (50 字以内)	
2.研究開発責任者 氏名	研究 太郎	
3.所属機関・部署・役職	国立大学法人 研究大学 工学部 教授	
4.研究者番号	12345678 (e-Rad へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載して下さい。)	
5.研究開発課題 要旨	400 字程度で本研究開発課題の要点をまとめて下さい。	
6.研究開発小項目※1	(1)- (A) 先端的な計測技術による点検・モニタリング・診断技術の研究開発	
7.研究開発期間※3	H26 年度研究開始～H30 年度	
8.研究開発費規模※4 (間接経費含む)	初年度 (千円未満は四捨五入して下さい) 〇〇千円	研究開発費総額 (千円未満は四捨五入して下さい) △△△千円

※1 : 研究開発小項目は、以下から選択して下さい。

※2 : 研究開発期間は提案時における当面の研究開発目標達成までの期間です。最長はH30 年度 (5 年間) までです。

※3 : 左覧に初年度の研究費を、右欄に研究開発期間における研究開発費総額を記載して下さい。どちらも間接経費を含む総額になります。

※4 : 項目 1. ～8. はそのまま e-Rad 申請時に、ブラウザ上で入力していただきます。詳細はP67 をご覧下さい。



(別紙)

※研究開発小項目は以下から選択下さい。

**〔点検・モニタリング・診断技術の研究開発〕**

(1) - (A) 先端的な計測技術による点検・モニタリング・診断技術の研究開発

**〔構造材料・劣化機構・補修・補強技術の研究開発〕**

(2) - (A) 各種研究機関の密接な連携による次世代インフラ構造材料の総合的・実用化研究開発

(2) - (B) インフラ構造物の劣化検出・診断のための新材料に関する研究開発

(2) - (C) 鋼構造物の腐食による劣化損傷に対する補修技術の研究開発

**〔情報・通信技術の研究開発〕**

(3) - (A) インフラのセンシングデータを収集し統合的に解析する技術の開発

**〔ロボット技術の研究開発〕**

(4) - (A) 維持管理ロボット・災害対応ロボット開発に必要なコア技術（ロボティクス技術）の開発

**〔アセットマネジメント技術の研究開発〕**

(5) - (A) インフラマネジメント技術の国内外への展開を目指した統括的研究

(5) - (B) 特定の基幹インフラ施設を対象にした維持管理・更新・マネジメント技術（河川、港湾、鉄道、上下水道、農業分野などの施設・構造物が対象）の開発

[本文]

課題名「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」

研究開発小項目「**(1)– (A) 先端的な計測技術による点検・モニタリング・診断技術の研究開発**」（表紙から転記ください）

## 1. 研究開発の内容及び目標

### 1 – 1. 研究開発の内容

研究開発小項目「**(1)– (A) 先端的な計測技術による点検・モニタリング・診断技術の研究開発**

（研究開発課題名：**インフラ維持管理に向けた通信システムの研究開発**）」（**国立大学法人 研究大学**）

[研究開発の内容]

**研究開発プログラムの基本計画に沿って、提案する研究開発内容を極力具体的に記載してください。**

**「1 – 2. 研究開発の目標」を達成するために解決すべき技術的問題とそれを解決する手法について、従来から一般的に行われている方法と比較するなどして、わかりやすく説明してください。**

**共同研究者の実施内容があれば、役割分担を明確に説明してください。**

### 1 – 2. 研究開発の目標

**具体的な中間目標及び最終目標を記入してください。**

**上記の中間目標及び最終目標については、その設定理由も簡潔に説明してください。**

**具体例：達成すべき開発項目、性能、定量的な特性等**

### 1 – 3. 研究開発成果の実用化の見込み

**研究開発成果を実用化するにあたり、現在想定している戦略・取組等の計画について記載してください。ここでいう「実用化」とは、当該研究開発に係る試作品の作成や、サービス等の社会的利用が開始されること等を指します。**

- 研究開発実施の基盤  
**本研究開発構想を実施するにあたって基盤となる技術シーズについて、その内容と、そのシーズをどのように利用して本研究開発に寄与させるのか具体的に記載してください。**
  
- 国内外の類似研究との比較、および研究の独創性・新規性  
**関連分野の国内外の研究の現状と動向を踏まえて、この研究構想の世界の中での位置づけ、独創性、新規性や優位性を示してください。**
  
- 実用化に向けた戦略・取組  
**本研究開発構想によって得られた成果を実用化するにあたり、課題となる部分と、それに対して現在想定している戦略、もしくは取組について具体的に記載してください。自治体等インフラ事業主体への成果の周知・展開についても想定している取組等がありましたら記載してください。また、上記の戦略・取組により、我が国の経済再生（競争力強化及び産業創出）へどのように貢献できるかについても記載して下さい。標準化、規制等については『○ 認証、標準化等、実用化に向けての出口戦略』に記載してください。**
  
- 認証、標準化等、実用化に向けての出口戦略  
**得られた成果の普及に際し、利用される分野に応じて、国際展開を踏まえた上での標準化・規格化・安全評価手法、認定手法の作成、および規制・基準等による導入について、現時点で想定している戦略を記載して下さい。**

## 2. 実施体制

**本研究開発を受託した時の実施体制について、次のような図にまとめてください。共同研究グループがいる場合、他の共同研究グループを含めて役割が分かるよう記入ください。  
 ※研究開発責任者が所属する研究機関における研究開発参加者を記入して下さい。  
 ※研究開発責任者と同じ所属機関の研究開発参加者が、研究開発グループの研究実施項目及び概要とは明確に異なる内容で参加する場合は、共同研究グループとして研究開発実施体制 2（2-2. 共同研究グループ）に記入しても結構です。**

### 2-1. 研究開発グループ

研究機関名 <b>〇〇大学大学院</b>				
担当	氏名	所属部署・役職	専門	エフォート (研究開発責任者のみ)
研究開発責任者	<b>〇〇 〇〇</b>	<b>* * 研究科 教授</b>		<b>〇〇%</b>
<b>* * の開発に従事</b>	<b>〇〇 〇〇</b>	<b>* * 研究科准教授</b>		—

**の開発 に従事	〇〇 〇〇	** 研究科助教		—
--------------	-------	----------	--	---

- ・ エフォートには、研究者の年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）を記入して下さい。（P. 83 もご参照ください）
- ・ 研究開発グループの構成メンバーについては、その果たす役割等について十分検討して下さい。
- ・ 研究開発参加者のうち、提案時に氏名が確定していない研究員等の場合は、「研究員 ○名」といった記述でも結構です。
- ・ 研究開発参加者の行は、必要に応じて追加して下さい。

○ 特記事項

特別の任務等（研究科長等の管理職、学会長など）に仕事時間（エフォート）を要する場合には、その事情・理由を記入して下さい。

○ 研究題目及び概要

・ 研究題目

・ 研究開発概要

研究開発グループが担当する研究の概要を簡潔に記載して下さい。

・ 研究開発の目標における位置づけ

研究開発の目標を達成するために研究責任者が果たす役割等を記載して下さい。

2-2. 共同研究グループ

※研究責任者の所属機関以外の研究機関（共同研究機関）の研究者が加わる場合、その研究開発参加者を研究機関ごとに記入して下さい。

※産学官からの様々な研究機関を共同研究グループとすることが可能です。ただし JST と委託研究契約が締結できることが条件です。

※共同研究グループの数に上限はありませんが、研究開発構想の遂行に最適で必要な研究開発チームを編成して下さい。研究責任者が担う役割が中心的でない、共同研究グループの役割・位置づけが不明である研究開発チームの編成は、研究開発実施体制としては不適切です。

※研究開発チームとして研究開発グループ以外の共同研究グループを加えることは、必須ではありません。

共同研究グループ(1)

(記入例)

研究機関名	(独) ◇◇研究所 (所属研究機関コード <sup>1)</sup> )			
担当	氏名	所属部署・役職	専門	エフォート (主たる共同研究者のみ)
主たる共同研究者	〇〇 〇〇 (e-Rad 研究者番号 <sup>2)</sup> )	**G 主任研究員		〇〇%
**の開発に従事	〇〇 〇〇	研究員		—
**の開発に従事	〇〇 〇〇	研究員		—

- 1) 主たる共同研究者のみ、所属先のe-Rad所属研究機関コードを記載して下さい。取得していない場合は、未記載でかまいません。(ただし採択後、取得が必要になります)
- 2) 主たる共同研究者は、e-Radへ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を記載して下さい。取得していない場合は未記載でかまいません。(ただし採択後、取得が必要になります)
- 3) 研究開発参加者の行は、必要に応じて追加・削除して下さい。

○ 研究題目及び概要

- ・ 研究題目

- ・ 研究開発概要

本共同研究グループが担当する研究開発の概要を簡潔に記載して下さい。

- ・ 研究開発の目標における位置づけ・必要性

研究開発の目標を達成するために本共同研究グループが必要不可欠であることの理由、位置づけ(研究開発責任者及び研究開発グループ等との役割等の関係を含む)等を記載して下さい。

共同研究グループ(2)

(記入例)

研究機関名	(独) ◇◇研究所 (所属研究機関コード <sup>1)</sup> )			
担当	氏名	所属部署・役職	専門	エフォート (主たる共同研究者のみ)
主たる共同研究者	〇〇 〇〇 (e-Rad 研究者番号 <sup>2)</sup> )	**G 主任研究員		〇〇%
**の開発に従事	〇〇 〇〇	研究員		—
**の開発に従事	〇〇 〇〇	研究員		—

- 1) 主たる共同研究者のみ、所属先のe-Rad所属研究機関コードを記載して下さい。取得していない場合は、未記載でかまいません。(ただし採択後、取得が必要になります)
- 2) 主たる共同研究者は、e-Radへ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を記載して下さい。取得していない場合は未記載でかまいません。(ただし採択後、取得が必要になります)
- 3) 研究開発参加者の行は、必要に応じて追加・削除して下さい。

○ 研究題目及び概要

- ・ 研究題目

- ・ 研究開発概要

本共同研究グループが担当する研究開発の概要を簡潔に記載して下さい。

- ・ 研究開発目標における位置づけ・必要性

研究開発目標を達成するために本共同研究グループが必要不可欠であることの理由、位置づけ（研究開発責任者及び研究開発グループ等との役割等の関係を含む）等を記載して下さい。

○ 研究開発進捗による研究開発実施体制変更について

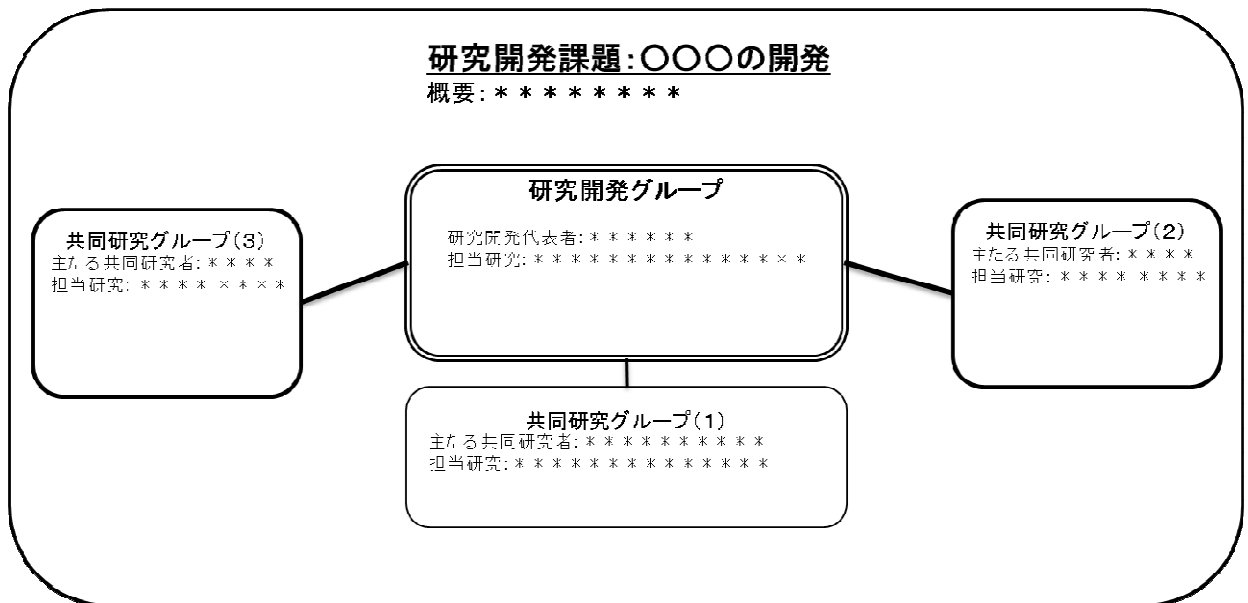
研究開発が順調に進捗し、開始当初は参画の必要がないが、進捗につれて新規な共同研究グループ等が必要になると予想される場合に、増強分野・時期等について記入して下さい。(候補者の名前を記入する必要はありません)。

## 2-3. 実施体制図

(例 示)

「研究開発課題名」実施体制

- ※ 研究開発課題の実施体制については、採択後に見直しをお願いすることがあります。
- ※ 研究開発課題の構成が簡単に分かるように、A4用紙1枚程度に図示してください。
- ※ 様式は問いませんが、役割、相関関係をわかりやすく示してください。
- ※ 各グループの分担する担当研究のほか、それぞれのグループで責任者として中心的な役割を果たす方の氏名を記載してください。



## 2-4. 研究開発責任者研究経歴書及び主たる共同研究者研究経歴書

研究開発責任者について、研究開発責任者 研究経歴書 (別添1) に記入し提出してください。

共同研究グループの主たる共同研究者について、研究経歴を主たる共同研究者 研究経歴書 (別添2) に記入し提出してください。

### 3. 当該技術又は関連技術の研究開発実績

#### 3-1. 当該提案に有用な研究開発実績

研究開発課題に沿って、提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中での応募者の本研究開発若しくは本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置づけ等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを携わる全ての研究機関（共同研究グループを含む。）を対象に説明してください。

#### 3-2. 当該提案に使用する予定の現有設備・装置等の保有状況、購入予定の設備・装置等について

本研究開発を進めるに当たって必要と考えられる主な設備の中で、応募者が保有する設備状況とその用途、設置場所を記載してください。

(記入例)

設備名称	内容 (使用目的・仕様等を記入してください)	設置場所
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇大学
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇大学
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇研究機構
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇大学

本研究開発を進めるに当たって必要と考えられる1件5,000千円以上の購入設備とその用途、概算価格、購入先を記載してください。

(記入例)

設備名称	内容 (使用目的・仕様等を記入してください)	概算価格	設置場所
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇千円	〇〇大学
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇千円	〇〇大学
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇千円	〇〇研究機構
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇千円	〇〇大学



4. 研究開発費計画

- ・面接選考の対象となった際には、さらに追加資料を提出していただく場合がございます。
- ・採択後、PDの指示のもと、改めて研究開発計画・研究開発費計画を立案いただきます。
- ・採択された後の研究開発計画、研究開発費は、PDのマネジメント、予算状況、中間評価の状況等に応じ、研究開発期間の途中に見直されることがあります。
- ・研究構想を実現する上で適切な研究開発費計画であり、研究開発のコストパフォーマンスが考慮されていることや、支援グループへの予算配分の妥当性も重要な選考の観点となります。

4-1. 研究開発予算と研究員の年度展開

○ 実施項目別の研究開発費計画（線表）（研究開発チーム全体）

実施項目ごとに、実施機関が分かるように記載してください。また、線表に経費見込額（間接経費含む）を記載してください。

[単位：百万円]

(記入例)

( ) 内は人数

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
1. ○○○○の研究開発						
1-1. ○○○○の調査 (○○大学)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	→		
1-2. ○○○○の開発 (○○大学)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	→	
2. △△△△の研究開発						
2-1. ××××の研究 (××研究機構)		→	*** (*)	*** (*)	*** (*)	→
2-2. ××××の研究			→	*** (*)	*** (*)	→
合計	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)

- ・( )内の人数は、従事する人数にエフォート率を掛けて、作業量で算出して下さい。
- ・当初の研究開発期間における研究開発チーム全体の年次計画概要、費目別の研究開発費計画と研究開発グループ別の研究開発費計画を年度ごとに記入して下さい。

4-2. 費目別の研究開発費計画

[単位：円]

項目	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
設備費 <sup>1)</sup>	** , ***					
材料・消耗品費 <sup>2)</sup>	** , ***					
旅費 <sup>3)</sup>	** , ***					
人件費・諸謝金(研究員等の数) <sup>4)</sup>	** , ***					
その他 <sup>5)</sup>	** , ***					
間接経費 <sup>6)</sup>	** , ***					
合計						

(注) 研究開発費の費目と、その用途は以下の通りです。

1) 設備費：設備を購入するための経費

2) 材料・消耗品費：材料・消耗品を購入するための経費

3) 旅費：研究開発責任者や研究開発参加者の旅費

4) 人件費・諸謝金：研究員・技術員・研究補助者等の人件費、諸謝金

(研究員等の数)：研究開発費で人件費を措置する予定の研究員、技術員、研究補助者の人数

5) その他：上記以外の経費（研究成果発表費用、機器リース費、運搬費等）

6) 間接経費：機関の種類に応じて間接経費率の上限が異なりますのでご注意ください。

(P40 参照)

4-3. 研究開発グループ別の研究開発費計画

参画する研究開発機関ごとの予算配分の計画（間接経費含む）を記載して下さい。

[単位：円]

研究機関名	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
研究開発グループ	** , ***					
共同研究グループ (1)	** , ***					
共同研究グループ (2)	** , ***					
合計						

5. 類似の研究開発

5-1. 現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発

現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発がある場合には、その制度、研究開発テーマ及び内容を説明してください。

(記入例)

研究開発責任者(応募者): 氏名 ○○ ○○

制度名 <sup>1)</sup>	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 <sup>2)</sup> (代表 / 分担)	(1) 本人受給研究費 <sup>3)</sup> (期間全体) (2) " (H25 年度実績) (3) " (H26 年度予定) (4) " (H27 年度予定)	エフォート <sup>4)</sup> (%)
科学研究費補助金 基 盤研究 (S)	○○○○○○○○○ ○○	H23. 4 — H28. 3	代表	(1) 100,000 千円 (2) 25,000 千円 (3) 25,000 千円 (4) 5,000 千円	20
科学技術振興調整費	○○○○○○○○○ ○○ (○○ ○○)	H24. 4 — H28. 3	分担	(1) 32,000 千円 (2) 8,000 千円 (3) 8,000 千円 (4) 8,000 千円	10
JST (申請中) ○○財 団○○研究助成	○○○○○○○○○ ○○	H25. 4 — H27. 3	代表	(1) 15,000 千円 (2) 5,000 千円 (3) 10,000 千円 (4) —	5
... <sup>5)</sup>	...	...	...	...	...

- 1) 現在受けている、または採択が決定している助成等について、本人受給研究費(期間全体)が多い順に記載して下さい。その後に、申請中・申請予定の助成等に記載して下さい(「制度名」の欄に「(申請中)」などと明記して下さい)。
- 2) 「役割」は、代表または分担等を記載して下さい。
- 3) 「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載して下さい。
- 4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載して下さい【総合科学技術会議における定義による】。本制度に採択されると想定した場合のエフォートを記載して下さい。申請中のものは採択された場合のエフォートを記載して下さい。
- 5) 必要に応じて行を増減して下さい。

(記入例)

主たる共同研究者：氏名 ◇◇ ◇◇

制度名 <sup>1)</sup>	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 <sup>2)</sup> (代 表/ 分担)	(1)本人受給研究費 <sup>3)</sup> (期間全体) (2) " (H25 年度実績) (3) " (H26 年度予定) (4) " (H27 年度予定)	エフォート <sup>4)</sup> (%)
厚生労働科学研究費 補助金	◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇	H24. 4 — H28. 3	代表	(1) 45,000 千円 (2) 10,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) 5,000 千円	20
... <sup>5)</sup>	...	...	...	...	...

(記入例)

主たる共同研究者：氏名 □□ □□

制度名 <sup>1)</sup>	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 <sup>2)</sup> (代 表/ 分担)	(1)本人受給研究費 <sup>3)</sup> (期間全体) (2) " (H25 年度実績) (3) " (H26 年度予定) (4) " (H27 年度予定)	エフォート <sup>4)</sup> (%)
科学研究費補助金 特定領域	□□□□□□□□ □□□□ (□□ □□)	H25. 4 — H29. 3	分担	(1) 25,000 千円 (2) 5,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) 5,000 千円	15
... <sup>5)</sup>	...	...	...	...	...

1) ~4) については前ページの注釈をご参照下さい。

5) 必要に応じて行を増減して下さい。

(記入例)

別添1

研究開発責任者 研究経歴書							
氏名	研究 太郎						
フリガナ	ケンキュウ タロウ						
生年月日(西暦)	1950/1/1						
所属研究機関の (e-Rad 研究機関コード(10桁) (所属研究機関の研究代表者は 必須)	0000000000						
e-Rad 研究者番号(8桁) (所属研究機関の研究代表者は必須。 代表者以外で不明または保有してい ない場合は省略可)	12345678						
所属	〇〇大学						
部署名	〇〇学部						
役職名	教授						
性別(男:1、女:2)	1						
最終学歴	〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻終了(指導教官:〇〇〇教授)						
学位	工学博士						
学位取得年(西暦)	1978						
研究開発経歴(西暦 ※現職含む)							
年	~	年	研究開発内容				
〇〇	~	〇〇	〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇について研究				
〇〇	~	〇〇	〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇〇に関する研究に従事				
〇〇	~	〇〇	〇〇大学〇〇学部助教授 〇〇〇について研究				
〇〇	~	〇〇	〇〇大学〇〇学部教授 〇〇〇について研究				
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
受賞歴(西暦 ※年月)							
年	月		主催者名	表彰制度 名称	受賞名称	受賞件名	備考
〇〇	〇		〇〇機構	△△	最優秀賞	〇〇の性能に関する研究	

当該研究開発に関連する最近 5 年間の成果等 (各主要なもの 10 件以下)											
論文	発行年	月		主な著者1	著者2	著者3	表題	論文雑誌名	巻 (Vol.)	号	備考
	〇〇	〇		研究太郎	科学花子	技術次郎	〇〇	〇〇	77	1	P. 930
研究 発表	発表年	月		主催者名	イベント名	発表者	発表タイトル			備考	
	〇〇	〇		〇〇機構	△△	T. Kenkyu	〇〇			開催地:米 国	
特許等	出願年	月	日	出願番号		登録番号	発明等の名称			備考	
	〇〇	〇		特願 平 7-000000 特許第 000000 号		特許第 000000 号	〇〇				
その他	年	月		タイトル	自由記述						


本研究開発プロジェクトにおける役割

- ・ 研究開発等実施体制の審査のために利用されます。
- ・ 「所属機関の研究者代表」の情報の一部(e-Rad 研究機関コード、e-Rad 研究者番号、氏名、所属、生年月日、性別)が、事業名及び契約・助成金額等の情報と併せて、府省共通研究開発管理システムへ提供及び政府研究開発データベース作成のために利用されます。
- ・ 府省共通研究開発管理システム及び政府研究開発データベースに提供された各情報(プロジェクト名、契約件数、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。
- ・ 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料の作成又は学術研究の目的のため等に利用することがあります。
- ・ ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

## 主たる共同研究者 研究経歴書

氏名	科学 次郎
フリガナ	科学 ジロウ
生年月日(西暦)	1960/1/1
所属研究機関の [e-Rad 研究機関コード(10桁) (所属研究機関の研究代表者は 必須)]	0000000000
e-Rad 研究者番号(8桁) (所属研究機関の研究代表者は必須。 代表者以外で不明または保有していな い場合は省略可)	12345678
所属	〇〇大学
部署名	〇〇学部
役職名	教授
性別(男:1、女:2)	1
最終学歴	〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻終了(指導教官:〇〇〇教授)
学位	工学博士
学位取得年(西暦)	1988

## 研究開発経歴(西暦 ※現職含む)

年	～	年	研究開発内容
〇〇	～	〇〇	〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇について研究
〇〇	～	〇〇	〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇〇に関する研究に従事
〇〇	～	〇〇	〇〇大学〇〇学部助教授 〇〇〇〇について研究
〇〇	～	〇〇	〇〇大学〇〇学部教授 〇〇〇〇について研究
～	～		
～	～		
～	～		
～	～		
～	～		
～	～		

## 受賞歴(西暦 ※年月)

年	月	主催者名	表彰制度 名称	受賞名称	受賞件名	備考



当該研究開発に関連する最近5年間の成果等(各主要なもの10件以下)											
論文	発行年	月		主な著者1	著者2	著者3	表題	論文雑誌名	巻 (Vol.)	号	備考
	〇〇	〇		〇〇機構	△△	最優秀賞	〇〇の性能に関する研究				
研究発表	発表年	月		主催者名	イベント名	発表者	発表タイトル				備考
	〇〇	〇		〇〇機構	△△	J. Kagaku	〇〇				開催地：米国
特許等	出願年	月	日	出願番号		登録番号	発明等の名称				備考
	〇〇	〇		特願 平 7-000000		特許第 000000 号	〇〇				
その他	年	月		タイトル	自由記述						

本研究開発プロジェクトにおける役割					

- ・ 研究開発等実施体制の審査のために利用されます。
- ・ 「所属機関の研究者代表」の情報の一部(e-Rad 研究機関コード、e-Rad 研究者番号、氏名、所属、生年月日、性別)が、事業名及び契約・助成金額等の情報と併せて、府省共通研究開発管理システムへ提供及び政府研究開発データベース作成のために利用されます。
- ・ 府省共通研究開発管理システム及び政府研究開発データベースに提供された各情報(プロジェクト名、契約件数、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。
- ・ 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料の作成又は学術研究の目的のため等に利用することがあります。
- ・ ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

### Ⅲ. 募集に関する一般事項

#### 1. 研究開発課題提案の応募について

研究開発課題提案の応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行って下さい。研究開発代表者および主たる共同研究者は、e-Rad のログイン ID、パスワードが必要になります。

参照	IV. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について (P. 56～)
----	--

研究開発課題提案書の様式は、e-Rad 上にアップロードしてありますので、ログイン後に入手して下さい。

締切間際は e-Rad が混雑する上、研究開発課題提案書の作成環境によってアップロードできない場合がありますので、応募手続きは可能な限り締切前日までに済ませて下さい。

#### 2. 研究開発費の使途について

研究開発費（直接経費）の使途については、以下のとおりです。

- a. 当該研究開発の遂行に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。
- 1) 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
  - 2) 旅 費：研究開発代表者やその他メンバーの旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
  - 3) 人件費・謝金：  
当該研究開発を遂行するために直接必要な年俸制等の雇用者（研究員、技術員等。但し、研究開発代表者および主たる共同研究者を除く）の人件費（※1）、データ整理等のための時給制等の技術員、研究補助者等の人件費、リサーチアシスタント（※2）の人件費、講演依頼謝金等。（大学等と企業等では、一部取り扱いの異なる点があります。）
  - 4) その他：上記の他、当該研究開発を遂行するために必要な経費。  
研究開発成果発表費用（論文投稿料、印刷費用等）、機器リース費用、運搬費等費目の具体的な定義については、研究開発費を受託する研究機関の規則・規定に従います。

b. 「国民との科学・技術対話」に関する経費に関しても、直接経費から支出可能です。

c. 以下の経費は研究開発費（直接経費）として支出できません。

- 1) 当該研究開発の目的に合致しないもの
- 2) 間接経費としての使用が適切と考えられるもの
- 3) 研究開発代表者、主たる共同研究者の人件費

(注) JST では、研究開発費の柔軟で効率的な執行を研究機関に対して要請するとともに、国費を財源とすること等から、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。

(注) JSTでは、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表<sup>※</sup>等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。また、大学等（国公立および独立行政法人等の公的研究機関、公益法人等でJSTが認めるものを含む）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、事務処理等の取扱いが異なる場合があります。詳しくは、採択後に提示される委託研究事務処理説明書等をご参照ください。

※1 研究員の雇用に際しては若手の博士研究員のキャリアパス支援についてご注意ください。詳細は、「Ⅱ. 5. 採択後の責務等」（P. 13）および「Ⅵ. 1 その他留意事項（5）若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について」（P. 73）をご参照ください。

※2 リサーチアシスタント（RA）を雇用する際の留意点

- 博士課程（後期）在学者を対象とします。
- 給与単価を年額では200万円程度、月額では17万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。
- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- 奨学金や他制度におけるRAとして支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給についてJSTから制限を設けるものではありません。

※ 府省共通経費取扱区分表は下記 URL をご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h25/a/h25a303manua130401.pdf>

### 3. 間接経費について

本委託研究契約による研究費をより効果的・効率的に活用できることを目的に、本委託研究を実施するために必要な機関の管理等に必要な経費を、間接経費として直接経費に対する一定比率で手当することが可能です。

間接経費の上限は、受託機関の種類に応じて、下記のように設定いたします。ただし、別途受託先が受託研究規程等により定めている率やその他約定した率が、下記の数値を下回る場合はその率を用いることができます。

受託機関の種類	間接経費の上限額
大学、独法、公益法人、中小企業*	直接研究費の 15%を上限
企業（中小企業*のぞく）	直接研究費の 10%を上限

\*：中小企業の定義は中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、採択時時点の状況において、判定いたします。

間接経費の主な使途としては、以下をご参照下さい。

#### 間接経費の主な使途の例示

受託機関において、本委託研究契約による研究の実施に伴う機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とします。下記の例示に記載があっても、本委託研究の管理等に関連がない経費への支出はできません。

##### (1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費  
など

##### (2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

- (カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費
  - (キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
  - (ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
  - (ケ) 設備の整備、維持及び運営経費
  - (コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費
  - (サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
  - (シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
  - など
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
- (ス) 研究成果展開事業に係る経費
  - (セ) 広報事業に係る経費
  - など

#### 4. 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄使いや不正経理の一因となることに配慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越し制度を導入しています。（繰越し制度は、複数年度契約を締結する機関を対象とします。）

#### 5. 応募に際しての注意事項

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

##### (1) 提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

- 提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密

は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

○ 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究開発責任者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

研究開発課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究開発課題名、および研究開発課題要旨を公表する予定です。また、採択課題の提案書は、採択後の研究推進のためにJSTが使用することがあります。

○ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から内閣府への情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

## （2）不合理な重複・過度の集中に対する措置

- 不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

【「不合理な重複」及び「過度の集中」に対する措置について】

(ア) 「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- 1) 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- 4) その他これらに準じる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末のお問い合わせ先まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(イ) 「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の取消し等を行うことがあります。

- 1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 2) 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の年間の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- 4) その他これらに準ずる場合



- 科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます（提案書様式 5）。

これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）<sup>※1</sup>等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究提案が不採択、採択取り消し、又は研究費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

- 研究提案者が平成26年度および平成27年度に他の制度・研究助成等で1億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計1億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中で他制度への応募の採否が判明した際は、巻末のお問合せ先（sip\_infrastructure@jst.go.jp）まで速やかに連絡してください。

### （3）研究費の不正な使用等に関する措置

- 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究開発課題に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還を求めます。

- 本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup>に対

---

<sup>※1</sup> 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

<sup>※2</sup> 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

し、不正の程度に応じて次頁の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降1年から10年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究開発責任者又は共同研究者等として参加することを指します。

- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度<sup>※3</sup>、JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます。）
- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度等の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度<sup>※3</sup>において申請及び参加が制限される場合があります。
- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が少なく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題とし	5年

<sup>※3</sup> 他の具体的な対象制度については下記URLをご覧ください。  
[http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/13\\_2ichiran.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/13_2ichiran.pdf)  
 その他、平成26年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜ご確認ください。

て採択された場合	
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

(注) 平成25年度以降に新たに採択された研究開発課題(継続課題を含む)について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成24年10月17日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成24年12月28日付で規則改正しました(施行日は平成25年1月1日)。上表の制限期間は、変更後のものです。

特に2の項、4の項及び6の項における資格制限期間は、平成25年度当初予算以降の事業等(前年度から継続して実施する事業を含む。)の不適正な経理処理等について平成25年4月1日以降、適用します。

#### (4) 研究活動の不正行為に対する措置

- 本公募は、『公正な研究活動の推進に向けた「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について(審議のまとめ)』(平成26年2月3日「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議決定)を踏まえて現在検討している、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会決定)の見直し内容を前提として行うものです。研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、見直し後のガイドラインを遵守することが求められます。

なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm)

- 本事業の研究開発課題に関して、研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)が認められた場合には、不正行為の悪質性等も考慮しつつ、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。制限の期間は、原則として、1年から10年間とします。なお、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、進行中の研究開発課題(継続課題)への研究開発責任者又は共同研究者等として参加することを指します。

不正行為への関与による区分	不正行為の程度	相当と認められる期間
---------------	---------	------------

不正行為 に 関 与 し た 者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの 3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

（注）平成25年度以降に新たに採択された研究開発課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正（平成24年10月17日）を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成24年12月28日付けで規則改正しました（施行日は平成25年1月1日）。上表の制限期間は、改正後のものです。

○国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度（P.45脚注※3を参照）、JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。（研究活動の不正行為等が認定された当該年度についても参加が制限されます。）

○本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金制度の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行い

ます。その結果、他の競争的資金制度(P. 45 脚注※3 を参照)において申請及び参加が制限される場合があります。

## (5) 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

### ○ 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為(\*1)又は不適正な経理処理等(\*2) (以下、「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。

具体的には、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会) および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定・平成26年2月18日改正)に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

(\*1) 研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用

(\*2) 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

### ○ 「体制整備等自己評価チェックリスト」について

研究機関※4は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究チームに参加する研究機関は原則として、研究開始(委託研究契約締結日)までに、下記ホームページの様式に基

---

※4 本公募では、研究開発責任者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

づいて、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、改めてその提出が必要となります。

なお、平成26年4月以降に、チェックリストが新たな様式に変更され、再度、新様式による提出が必要となる予定です。文部科学省からの周知に十分御留意してください。チェックリストの提出に関する周知は、文部科学省のHP及びe-Radに登録された「事務代表者」宛てのメール連絡により、行われる予定です。

チェックリストの提出にあたっては、研究機関においてe-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録を行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。手続きの詳細は、以下のe-Rad所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Radに「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

チェックリストは、文部科学省の案内・HPで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

- ・「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について（通知）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

- ・体制整備等自己評価チェックリスト 用語解説

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/icsFiles/afieldfile/2011/09/05/1310714\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/icsFiles/afieldfile/2011/09/05/1310714_01.pdf)

なお、平成26年2月18日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

#### ○公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減(段階に応じ最大15%)、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

#### ○不正行為等の報告および調査への協力等

研究機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否をJSTに報告してください。

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等についてJSTと協議しなければなりません。

告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をJSTに提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JSTに報告する必要がある他、JSTの求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告をJSTへ提出する必要があります。

また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。

最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」を参照ください。

### (6) 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです（改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください）。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146号）
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成13年文部科学省告示第173号）
- ・ ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針（平成21年文部科学省告示第156号）
- ・ ヒトES細胞の使用に関する指針（平成21年文部科学省告示第157号）
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）
- ・ 疫学研究に関する倫理指針（平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成14年文部科学省・厚生労働省告示第1号）
- ・ 臨床研究に関する倫理指針（平成15年厚生労働省告示第255号）
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年厚生科学審議会答申）
- ・ ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成18年厚生労働省告示第425号）
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照ください。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

## （7）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用さ



れるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

- 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。
- ※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。
- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。
  - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
  - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
  - ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
  - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jish](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jish)

## (8) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター（※）に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月にJSTに設置されました。総合科学技術会議（当時）統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成18年度から平成22年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成13年度から実施されているJST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

## (9) ReaD&Researchmap (R&R) への登録について

ReaD&Researchmapは日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報のデータベースです。研究分野や所属機関あるいは研究キーワードで研究者を検索し、研究者のプロフィールや業績など様々な情報を閲覧できます。また、簡単な登録で自身の研究者サイトを作成でき、研究者コミュニティや資料配布用キャビネット、研究者ブログなど様々な便利なツールで研究活動を支援します。

<http://researchmap.jp/>

R&R で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されています。本事業実施者は、R&R に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

## (10) 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考：主な共用施設・設備等の事例>

○「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設

・大型放射光施設「SPring-8」

<http://user.spring8.or.jp/>

・X線自由電子レーザー施設「SACLA」

<http://sacla.xfel.jp/>

・大強度陽子加速器施設「J-PARC」

<http://is.j-parc.jp/uo/index.html>

・スーパーコンピュータ「京」

<http://www.hpci-office.jp/>

○先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業

<http://kyoyonavi.mext.go.jp/>

○ナノテクノロジープラットフォーム

<https://nanonet.go.jp/>

○低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業

<http://www.nims.go.jp/lcnet/>

○つくばイノベーションアリーナ（TIA-nano）

<http://tia-nano.jp/>

○創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業

<http://pford.jp/>

○ナショナルバイオリソースプロジェクト

http://www.nbrp.jp/

## (11) JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照ください。詳しくは <http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html> をご覧ください。(先端計測のホームページ <http://www.jst.go.jp/sentan/> から)

研究成果展開事業  
【先端計測分析技術・機器開発プログラム】

ここをクリック

開発成果

要素技術タイプ  
機器開発タイプ  
ソフトウェア開発タイプ  
プロトタイプ実証・実用化タイプ  
開発成果の活用・普及促進

ここをクリック

製品化した成果

ここをクリック

## IV. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について

### 1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募書類の作成・提出等

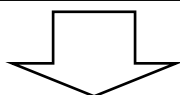
○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

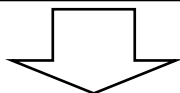
### 2. e-Rad による応募方法

研究提案の応募は e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/>)<sup>※1</sup> を通じて行っていただきます。e-Rad を利用した応募の流れは以下の通りです。

研究機関	<b>研究機関の登録申請の手続き</b>
e-Rad ホーム>研究機関向けページ>システム利用に当たっての事前準備をよく読んで登録申請手続きを行ないます。 <u>登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きして下さい。</u> ※すでに研究機関コードを取得している研究機関は次の手順に進んでください。	

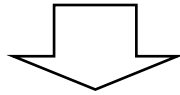


研究機関	<b>事務代表者のログイン</b>
システム運用担当の登録作業が済みましたら、事務代表者のメールアドレスにログイン ID、パスワードがシステムより配信されます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。	

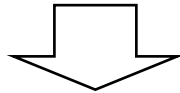


研究機関	<b>部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録</b>
e-Rad システムにて部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者（申請する際に研究開発責任者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。	

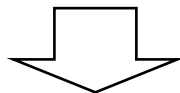
※1 各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。



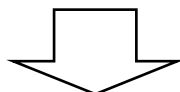
研究者	<b>公募要領・申請様式の取得</b>
ログイン後、左メニュー>応募/採択課題情報管理>公開中の公募一覧から公募詳細を確認して、公募要領と申請様式（提案申請書）をダウンロードします。もしくは、SIP 事業ホームページから当該ファイルをダウンロードします。	



研究者	<b>提案申請書の PDF 変換と保存</b>
e-Rad システムを利用した提案申請においては、PDF 形式での提案（アップロード）申請が必要です。e-Rad システムでは、PDF 変換機能があるほか、変換ソフトの提供も行なっております（詳細は e-Rad ログイン後>左メニュー>PDF 変換をご参照ください）。	



研究者	<b>応募情報の入力・提案申請書のアップロード</b>
ログイン後に「応募情報登録」にて必要事項を入力し、提案申請書（PDF 形式）をアップロードします。応募情報登録の入力の詳細については「4. 具体的な操作方法と注意事項 ④e-Rad への応募情報項目の入力」をご参照ください。	



研究者	<b>応募状況の確認</b>
詳細は「4. 具体的な操作方法と注意事項 ⑤ 応募情報状況の確認」をご参照ください。	

締切間際において、e-Rad へのアクセスが極端に集中し、ログインすることができない、応募情報入力や提案書のアップロードが著しく遅延する等のトラブルが発生した事例がございました。提案申請は、なるべく前日までに提出するようにしてください。

### 3. 利用可能な時間帯、問い合わせ先

#### (1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイトの研究者向けページからダウンロードできます。また、推奨動作環境を下記にてあらかじめご確認ください。  
(<http://www.e-rad.go.jp/terms/requirement/index.html>)

#### (2) 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問い合わせはJSTにて、e-Radの操作方法に関する問い合わせはe-Radヘルプデスクにて受け付けます。e-Radポータルサイトの操作マニュアルをよくご確認の上で、お問い合わせください。

e-Radの操作に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	0120-066-877 午前9:00～午後6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
制度・事業に関する問い合わせおよび提案書類の作成や提出に関する手続き等の問い合わせ	(独) 科学技術振興機構 (JST) 産学基礎基盤推進部 SIPグループ	※お問い合わせは電子メールでお願いします。(電話でのお問い合わせは、緊急の場合を除き、ご遠慮下さい。) E-mail : <a href="mailto:sip_infrastructure@jst.go.jp">sip_infrastructure@jst.go.jp</a> 電話番号 : 03-5214-8475 (緊急時のみ) 受付時間 : 10:00～12:00 / 13:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

○ SIPホームページ : <http://www.jst.go.jp/sip/>

○ e-Radポータルサイト : <http://www.e-rad.go.jp/>

#### (3) e-Rad の利用可能時間帯

(月～日) 0:00～24:00 (24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止することがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

### 4. 具体的な操作方法と注意事項

#### ① 研究機関、研究者情報の登録

「SIP」に研究開発責任者、もしくは主たる共同研究者として応募する研究者は、e-Radに研究者情報を登録して、ログインID、パスワードを事前に取得しておく必要が

あります。

その取得にあたっては、1) 国内の研究機関に所属する研究者については、研究機関の事務担当者による研究機関および研究者情報の登録が、2) 国外の研究機関に所属する研究者、もしくは研究機関に所属していない研究者については、提案者本人による研究者情報の登録が、事前に必要です。登録方法は、e-Rad ポータルサイト（システム利用に当たっての事前準備、よくある質問と答え等）を参照してください。

なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

図 4-1 e-Rad ポータルサイトのホームページ

以下、e-Rad に関する説明に使用する図はあくまでもイメージ図です。正規の e-Rad 画面と異なる場合がございますので、その点ご承知置きください。また、実際の画面にて説明文と照し合せて確認するようにしてください。



② 応募要領および提案書様式の取得について

□ ログインする。

e - Rad ポータルサイト

( <http://www.e-rad.go.jp/> ) の  
「e-Rad へのログイン」リンクを  
クリックしてください。



図 e-Rad ポータルサイト

非推奨環境の警告が表示されましたら、e-Rad の指定推奨環境について右図 URL にてご確認ください。確認済みの場合は、ログインを続行してください。



図 非推奨環境の警告

研究開発責任者のログイン ID、パスワードでログインしてください。

ログインした研究者の情報が研究開発責任者の欄に自動的に表示されます。

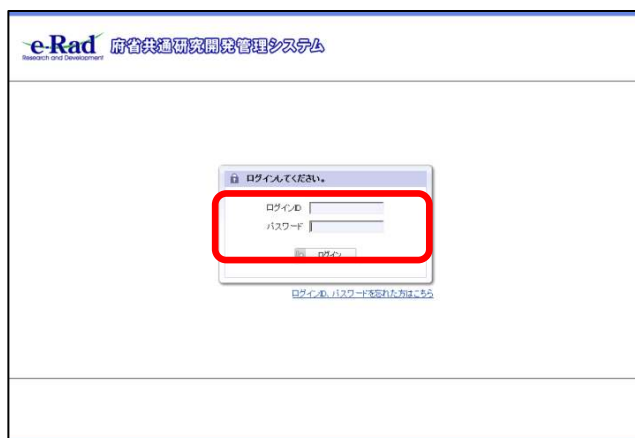


図 ログイン画面

e-Radに初めてログインする場合  
初回ログイン設定が必要となります。  
また、普段使用するPCではない場合、  
追加認証画面へ移動します。詳しく  
は、研究者用クイックマニュアル(下  
記参照)に掲載されていますのでご  
参照ください。

( <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html> )



図 (参考) 初回ログイン画面

### □ 公募の検索

ログイン後、左メニュー>応募/採  
択課題情報管理>公開中の公募一覧  
をクリックします。

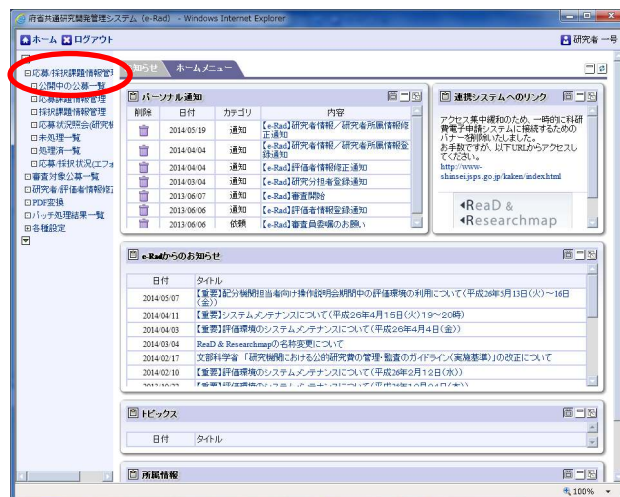


図 研究者メニュー画面

右側メインフレームに「公開中の公  
募一覧」が表示されます。

公開中の公募一覧



図 公開中の公募一覧 1

任意の公募名を確認し「詳細」項目下にあるチェック型の緑色アイコンをクリックすると、応募情報の詳細画面に遷移します。

【検索条件】をクリックすると、簡易条件で検索を行えます。(制度名、事業名等で検索してください) 検索ボタン右側の「さらに詳しい条件を指定する」をクリックすると、絞り込み検索も可能です。



図 公開中の公募一覧 2

□ 提案書様式と応募要領のダウンロード

提案書様式は「申請様式ファイル」をクリックしダウンロードしてください。本事業の公募名（課題名）によって様式が異なりますので、**必ず応募する課題名の様式を使用してください**。また、応募要領も同じくダウンロードできますのでご利用ください。

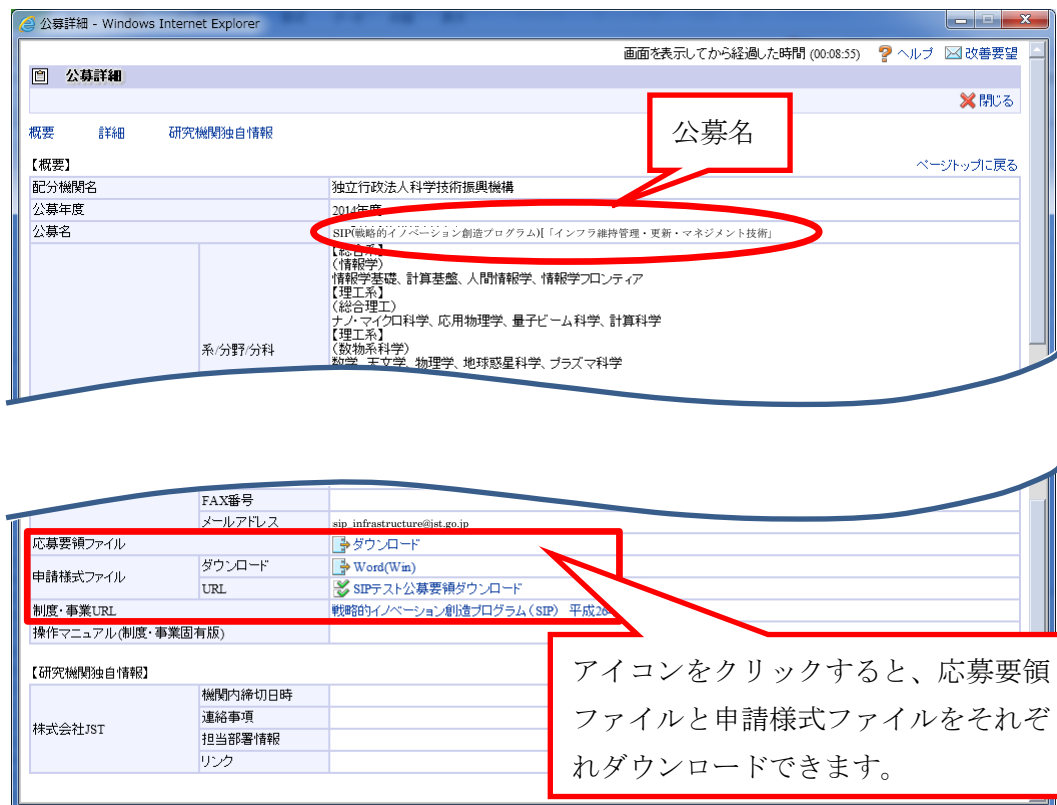


図 公募詳細

### ③ 提案書の作成とファイル変換

- ・提案書の作成に際しては、本公募要項をよくご確認ください。
- ・システムへの応募情報入力にあたっては、ポータルサイト  
(<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>) に掲載されている「研究者用クイックガイド」を参照してください。
- ・提案書様式に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ・提案書 (doc 形式) は、e-Rad へアップロードする前に PDF 形式へ変換する必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行えます。また、同じく e - Rad メニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。
- ・外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容を変換後に必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、ポータルサイトに掲載されている「研究者向けマニュアル第 2.00 版 (ii 情報の入力方法 1.6-5)」を参照してください。
- ・PDF 変換の際、提案書にパスワードを設定しないでください。
- ・変更履歴を削除してください。
- ・PDF 変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- ・PDF に変換した提案書の容量は、【10MB 以内】としてください。それを超えるファイルは、e-Rad 上にはアップロードできません。



図 PDF 変換

#### ④e-Rad への応募情報項目の入力

##### □ 公募の検索

提案書の作成完了後、e - Rad に再度ログインをし、応募する公募名を検索します（検索方法は、前述の「② 応募要領および提案書様式の取得について □公募の検索」を参照）。検索結果から該当する公募名の「応募情報入力」項目にある緑色アイコンをクリックしてください。「応募条件」に関するページに遷移します。

※ 研究者の複数応募はできませんのでご注意ください。



図 公開中の公募一覧 4

##### □ 応募条件

注意事項をよくお読みの上、画面左上の「承諾」をクリックしてください。

「応募情報」入力画面に遷移します。

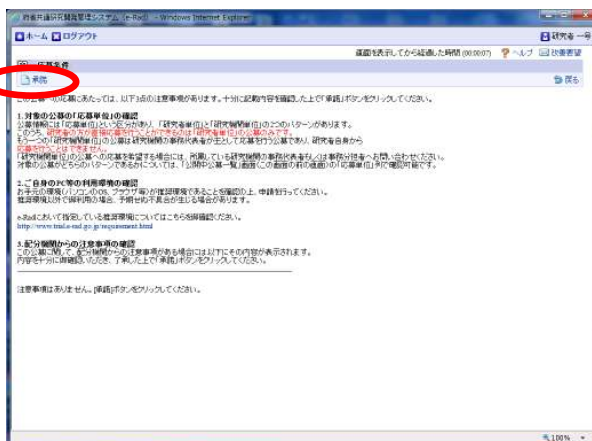


図 応募条件

##### □ 応募情報登録の注意と入力について

この入力画面はタブ構成になっており、タブ名をクリックすることでそれぞれの入力欄がアクティブ表示され入力できる状態になります。

##### 【注意】

- ・ 左上「代表者情報確認」タブから始まり、右下「研究組織内連絡欄」タブに向かって順に入力するようにしてください。
- ・ 入力中の強制ログアウトの回避

画面表示後 30 分が経過しますと強制的にログアウトされてしまうので、「一時保存(画

面左上ボタン)」または入力中のタブ名をクリックして強制ログアウトを回避するようにしてください。

一時保存：入力した情報が e - Rad サーバに一時保存されます。

タブ名：強制ログアウトは回避できますが、入力内容は保存されませんのでご注意ください。

### ○【代表者情報確認】タブの入力

- ・「研究開発課題名」を入力してください。提案書（PDF）の表紙での記載内容と齟齬がないように入力してください。

- ・所属する研究機関名と登録内容を確認してください。複数の研究機関へ所属している場合は、どの機関から申請を行うのかを選択してください。

※表示内容に誤りがないか確認した上で申請してください。

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) - Windows Internet Explorer

ホーム ログアウト 研究者 一号

画面を表示してから経過した時間 (00:00:30) ヘルプ 改善要望

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2014年度 / SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。  
・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。  
・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者・評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者・事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号	60000121
研究機関名(必須)	株式会社JST 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うのかを選択する必要があります。
部門	中央技術研究所
職階	その他
職名	その他
研究者氏名	漢字 研究者 一号

図 【代表者情報確認】タブ

○【共通項目】タブの入力

The screenshot shows the '共通項目' (Common Items) tab in the application system. The form includes the following fields and options:

- 研究期間(必須)**: (開始) 2014年度 から (終了) 年度 [最短研究期間: 1年 最長研究期間: 5年]
- 研究分野(主)**:
  - 細目名(必須): ※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。
  - キーワード1(必須): 未選択
  - キーワード2: 未選択
  - キーワード3: 未選択
  - キーワード4: 未選択
  - キーワード5: 未選択
  - その他キーワード1:
  - その他キーワード2:
- 研究分野(副)**:
  - 細目名(必須): ※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。
  - キーワード1(必須): 未選択
  - キーワード2: 未選択
  - キーワード3: 未選択
  - キーワード4: 未選択
  - キーワード5: 未選択
  - その他キーワード1:
  - その他キーワード2:
- 研究目的(必須)**:
  - あと1000文字
  - ※ 1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。
  - 入力文字チェック
- 研究概要(必須)**:
  - あと1000文字
  - ※ 1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。
  - 入力文字チェック

図 【共通項目】タブ 1

- ・ 研究期間
  - [開始] (必須) : 「2014」(今年度) とご入力下さい。
  - [終了] (必須) : 研究終了期間を入力して下さい (最長研究年度は 2018 年度まで)。
- ・ 研究分野 (主)
  - 細目名 (必須) : 「検索」をクリックし、別画面で立ち上がる「細目検索」から応募提案に該当する研究分野／細目名を一覧から選択して下さい。
- ・ キーワード 1 (必須) : 「▼」をクリックして該当するキーワードを選択して下さい。
- ・ キーワード 2～5 : 「▼」をクリックして該当するキーワードを選択して下さい。
- ・ その他キーワード 1～2 : 自由に記述できます。なるべく端的に表現して下さい。

- ・ 研究分野（副）の「細目名」等の項目については、前述の研究分野（主）と同じように入力してください。

図 【共通項目】タブ 2

- ・ 研究目的：提案書様式 1 .研究開発の内容及び目標と齟齬がないように入力して下さい。
- ・ 研究概要：提案書様式表紙－ 5 .研究開発課題要旨と齟齬がないように入力して下さい。



○【個別項目】タブの入力

図 【個別項目】タブ

- ・ 研究開発小項目（必須）：（１） - （Ａ） から（５） - （Ｂ） の内、応募する研究開発小項目を選択してください。
  - （１） - （Ａ） 先端的な計測技術による点検・モニタリング・診断技術の研究開発
  - （２） - （Ａ） 各種研究機関の密接な連携による次世代インフラ構造材料の総合的・実用化研究開発
  - （２） - （Ｂ） インフラ構造物の劣化検出・診断のための新材料に関する研究開発
  - （２） - （Ｃ） 鋼構造物の腐食による劣化損傷に対する補修技術の研究開発
  - （３） - （Ａ） インフラのセンシングデータを収集し統合的に解析する技術の開発
  - （４） - （Ａ） 維持管理ロボット・災害対応ロボット開発に必要なコア技術（ロボティクス技術）の開発
  - （５） - （Ａ） インフラマネジメント技術の国内外への展開を目指した統括的研究
  - （５） - （Ｂ） 特定の基幹インフラ施設を対象にした維持管理・更新・マネジメント技術（河川、港湾、鉄道、上下水道、農業分野などの施設・構造物が対象）の開発
- ・ 研究開発責任者の連絡先（郵便番号、住所、電話番号１、電話番号２、e-mail）を入力してください。住所は建物名、居室番号まで入力し、電話番号２は秘書や助手など任意で入力してください。（入力項目名にカーソルを当てるとヘルプが表示されますので参照ください。）

○ 【応募時予算額】 タブの入力

応募情報修正

公募年度 / 公募名 2014年度 / SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」

課題ID / 研究開発課題名(必須) 14000995 / xxxxxxxxによるxxxxxxxxxxxxのための研究開発

代表者情報確認 共通項目 個別項目 **応募時予算額** 研究組織情報

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

このタブでは、この応募課題の年度ごとの予算額の登録を行います。(単位:千円)

直接経費	上限	(設定なし)
	下限	1
間接経費	上限	0(直接経費の15%)
	下限	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。

※ 上限額を設定しない公募の場合には便宜上「999,999,999」、下限額を設定しない公募の場合には便宜上「1」と表示されます。対象の公募の公募要領等を参考に入力を行ってください。

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	合計
直接経費	直接経費 (必須)						0
	小計	0	0	0	0	0	0
間接経費	間接経費 (必須)						0
	合計	0	0	0	0	0	0

図 【応募時予算額】 タブ 1

- ・ 直接経費：提案書様式4-2「費目別の研究開発費計画（全体）」の合計を年度毎に入力してください。
- ・ 直接経費の費目内訳は必要ありません。
- ・ 「共通項目」タブで入力した研究期間に応じて年度の枠が表示されます。（最終年度が表示されていない場合は、横スクロールバーで操作して下さい。）
- ・ 間接経費：年度毎の間接経費額を入力してください。

なお、間接経費の上限は、受託機関の種類に応じて、下記のようになっております。

受託機関の種類	間接経費の上限額
大学、独法、公益法人、中小企業*	直接研究費の15%を上限
企業（中小企業*のぞく）	直接研究費の10%を上限

※：中小企業の定義は中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、採択時時点の状況において、判定いたします。

## ○【研究組織情報】タブ

このタブでは、研究開発チームに参画する研究開発責任者を始め、主たる共同研究者の追加登録、初年度予算額の入力を行います。

このタブでは、この応募課題の研究組織のメンバー(研究分担者・研究分担機関)ごとの応募時予算額の登録と編集・閲覧権限の管理を行います。  
 ・このタブで入力する研究組織のメンバーごとの金額情報は、研究期間の1年目に各メンバーが使用する金額です。したがって、このタブでの入力額の合計と「応募時予算額」タブでの初年度金額は一致している必要があります。

**研究組織メンバーへの公開(必須)**  公開しない  公開する

この申請の内容を登録前に研究組織のメンバー(研究分担者・研究分担機関)へ公開する場合に設定を行います(任意)。  
 ・「公開する」を選択した上で「一時保存」を行うと、設定された「閲覧・編集権限」によって以下の研究組織のメンバーがこの申請の内容を閲覧・編集できるようになります(あわせて権限が与えられた旨のメールも送付されます)。  
 ・編集可能な研究者が複数存在する場合、編集作業中に他の方が一時保存を行ってしまうとご自身の編集内容が保存できなくなりますのでご注意ください。

(単位:千円)

応募時予算額	初年度予算額 ※1	このタブでの入力額	差額(未入力額) ※2
直接経費	200,000	0	200,000
間接経費	6,000	0	6,000

※1「初年度予算額」は、「応募時予算額」タブの1年目に入力されている金額情報です。  
 ※2「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。  
 [差額(未入力額)] = [初年度予算額] - [このタブでの入力額]

選択	研究者検索	最新情報への更新	役割	研究者番号	氏名(漢字)	氏名(カナ)	研究機関	機関 ※3 (必須)	部局	職階	役職	専門分野 (必須)	学位	役割分担 (必須)	直接経費(千円) ※4 (必須)	間接経費(千円) ※4 (必須)	エフォート (%) (必須)	閲覧・編集権限
			研究代表者	60000121	研究者 一号	ケンキュウシャ イテコウ	株式会社JST 中央技術研究所 その他 その他					博士						

追加

※3 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関の研究者として登録を行うのかを選択する必要があります。  
 ※4 各金額欄には研究組織の各メンバーが研究期間1年目に使用する金額を入力します。合計額は「応募時予算額」タブの研究期間初年度金額と同じである必要があります。(合計額は画面上部の「このタブでの入力額」に表示)

図 【研究組織情報】タブ 1

- ・研究組織メンバーへの公開 (任意) : 適宜選択します。詳細は項目下に掲載の説明を参照ください。
- ・研究分担者の追加 : 主たる共同研究者がいる場合は、画面下方の「追加」ボタンをクリックして入力欄を追加してください。

- 「研究分担者」の入力枠が表示されましたら、「研究者検索」列の検索ボタンをクリックしてください。「研究者検索」の別ウィンドウが立ち上がります。

研究分担者の入力枠が追加された。



図 【研究組織情報】タブ 2

- 研究分担者の「研究者番号（数字8桁）」、「研究者氏名」を正しく入力して検索ボタンをクリックしてください。（この2項目は完全一致が必須ですので、予め研究分担者に確認するようにしてください。）

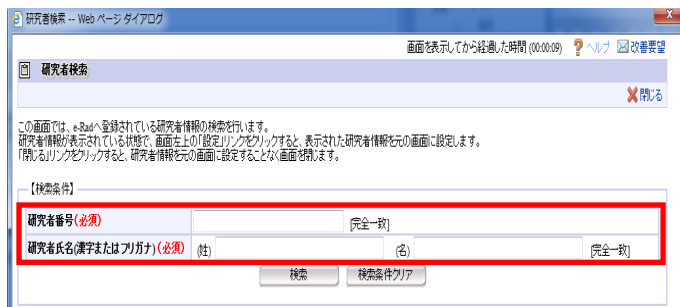


図 研究者検索 1

- 検索結果が正しいことを確認して、左上の「登録」ボタンをクリックしてください。

検索結果が表示された。



図 研究者検索 2

- 登録（赤枠破線内）した研究分担者情報（研究者番号、研究者名、所属研究機関、学位等）が追加されます



図 【研究組織情報】タブ 3

- ・各研究者の必須項目を入力します。
  - ・ 機関 (※1)
  - ・ 専門分野 (※2)
  - ・ 役割分担 (※3)
  - ・ 直接経費 (※4)
  - ・ 間接経費
  - ・ エフォート (※5)



図 【研究組織情報】タブ (応募情報登録) 3

- (※1) 複数の研究機関へ所属している場合は、どの機関の研究者として登録を行うのかを選択する必要があります。
- (※2) かんたんに入力してください。
- (※3) 「研究開発責任者」あるいは「主たる共同研究者」と入力してください。
- (※4) 「応募時予算額」タブの2014年度の額と、本タブの入力合計額(研究開発責任者とすべての主たる共同研究者の予算額の合計)に差額がある場合エラーが表示されます。直接経費の費目内訳は必要ありません。
- (※5) 提案が採択されると想定した場合のエフォートを入力してください。

### ○ 【応募・受入状況】タブ

このタブでの入力はありません。研究組織メンバー採択状況・応募状況の確認を行います。これらの情報は、e-Rad上に登録されている各研究者の情報を自動的に取得して表示されます。



図 【応募・受入状況】タブ (応募情報登録)

「他制度での助成等の有無」は、提案書(5. 類似の研究開発)に記載してください。

○【添付ファイルの指定】タブ

・「ファイルを選択」をクリックし、作成した提案書(PDF)を選択し、「アップロード」してください。



図 【添付ファイルの指定】タブ

○「研究組織内連絡欄」タブ  
基本的に使用しません。

○研究提案の提出

・各タブの必要な項目を入力し終わったら、画面左上の「確認」をクリックしてください。



図 応募情報登録（確認）

必須項目の空欄や入力規則に合致しないなど、修正が必要な箇所のタブが赤字表示され、対象箇所のセルが黄色表示されます。エラーメッセージに従って修正を行ってください。

・入力情報が正しいことを確認後、アップロードした提案書を提出するには画面左上「実行」をクリックしてください。(ログインの混雑状況により実行完了するまでに時間がかかる場合があります。)



図 応募情報登録（実行）

・正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示されます。これで提案書はJSTへ提出されたことになります。

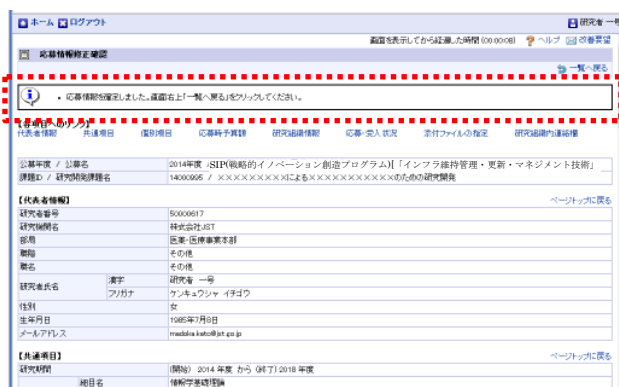


図 応募情報登録（確定）

### ⑤ 応募情報状況の確認

左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「応募課題情報管理」をクリックしてください。

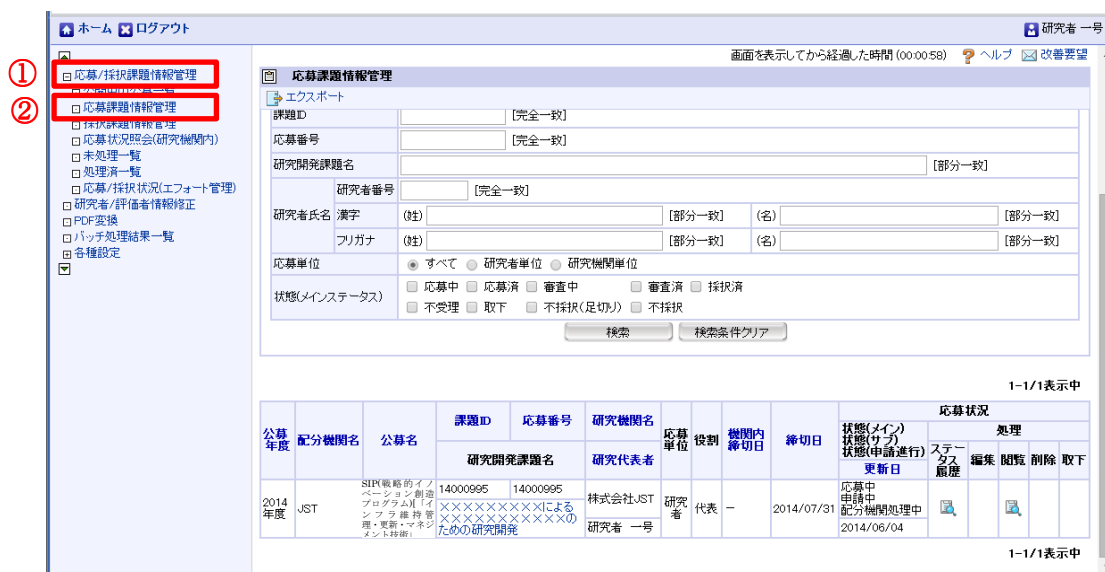


図 応募情報管理（配分機関処理中）

応募した公募名の状態が「配分機関処理中」となっていることを確認ください。公募締切日までに「配分機関処理中」となっていない応募は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末に記載のお問い合わせ先（sip\_infrastructure@jst.go.jp）までご連絡ください。

## ⑥JST において受理

提案書が JST において受理されると、応募課題情報の状況が「応募済」、「受理済」となります。なお、応募受付締切後、「応募済」、「受理済」になるまで日数を要する場合がありますのでご承知おきください。

The screenshot shows the 'e-Rad' system interface. The left sidebar has 'Application Information Management' (応募課題情報管理) highlighted in red. The main area contains a search form and a table of applications. The table has columns for 'Year' (公募年度), 'Division' (配分機関名), 'Project Name' (公募名), 'Application ID' (課題ID), 'Application No.' (応募番号), 'Institution Name' (研究機関名), 'Applicant' (研究者), 'Role' (役割), 'Deadline' (機内締切日), 'Closing Date' (締切日), 'Application Status' (応募状況), and 'Action' (処理). The status 'Accepted' (受理済) is highlighted in red in the table row.

公募年度	配分機関名	公募名	課題ID	応募番号	研究機関名	研究者	役割	機内締切日	締切日	応募状況		処理
			研究開発課題名	研究代表者	状態(メイン)					更新日		
2014年度	JST	SIP「革新的構造材料」平成26年度公募	14000995	14000995	株式会社JST	研究者	代表	-	2014/07/31	応募済	受理済	編集 閲覧 削除 取下

図 応募情報管理 (受理済)



## V. その他留意事項

### 1. 応募に際しての参考事項

応募にあたっては、以下も参考にして下さい。

#### (1) 男女共同参画について

### JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第3期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第4期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第3期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。

男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長

中村 道治

JSTでは、研究者がライフイベント（出産・育児・介護）に際し、キャリアを中断することなく研究開発を継続できること、また一時中断せざるを得ない場合は、復帰可能となった時点で研究開発に復帰し、その後のキャリア継続が図れることを目的とした、研究とライフイベントとの両立支援策（当該研究者の研究・開発の促進や負担軽減のために使用可能な男女共同参画費の支援）を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

JST男女共同参画ホームページ

<http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html>

## (2) 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日）において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1件あたり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは「Ⅱ. 5. 採択後の責務等」（P. 26）および以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

## (3) オープンアクセスについて

JSTではオープンアクセスに関する方針を平成25年4月に発表しました。研究成果（論文）について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

## (4) 低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業について

ナノテクノロジーを環境・エネルギー技術に適用・融合させたグリーン・ナノテクノロジーに関する研究成果・知見を結集し、環境技術の実用化を加速する研究基盤ネットワークの整備を行うことを目的とした「低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業（文部科学省研究振興局）」が公募され、平成22年5月28日に採択機関としてハブ拠点（3拠点）、サテライト拠点（15拠点）が決定しました。

参考	低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業 <a href="http://www.nims.go.jp/lcnet/index.html">http://www.nims.go.jp/lcnet/index.html</a>
----	--

当該拠点において装置が整備され、順次共用されています。整備された装置は、研究基盤の有効活用という観点から、ネットワーク内部の研究者だけではなく、外部の研究者にも広く利用機会を提供することが求められています。

SIPへの応募にあたり大型設備の導入を検討している場合、当該事業により整備された装置や、P. 61等に示した既存の研究施設・設備の有効活用に関する事項も適宜参照して下さい。

## (5) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援に関する基本方針」【平成23年度12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）

により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。詳しくは以下をご参照下さい。

参考	若手の博士研究員のキャリアパスについて <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm</a>
----	--

## 2. よくある問い合わせ事項 (Q & A)

※ J S T 担当部分に関する Q & A になります。

(応募に対する所属機関の事前承諾について)

Q 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。

A J S T に応募する場合は、必要ありません。

ただし、採択後には、J S T と研究者が研究開発を実施する研究機関との間で委託研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行って下さい。

(応募者の要件について)

Q 非常勤の職員 (客員研究員等) でも応募は可能ですか。また、研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。

A 研究開発期間中、国内の研究機関において自らが研究開発実施体制をとれるのであれば可能です。なお、研究開発実施期間中に研究開発責任者が定年を迎える場合、提案書の【その他特記事項】に、定年後の研究開発実施体制に関する考えや予定を記入して下さい。具体的な体制について、面接選考にて詳しい説明をお願いすることがあります。また、面接選考時に可能であれば、所属 (もしくは予定している) 機関の長による学内での身分保障等を明記した承諾書の提出をお願いすることもあります。所属機関長とは学長、理事長等であり、部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。

(重複応募について)

Q 「研究開発責任者」として応募し、かつ他の応募提案に「主たる共同研究者」として参加することは可能ですか。

A 応募は可能ですが、それらの応募提案が採択候補となった際に、研究開発内容や規模等を勘案した上で、研究開発費の減額や、当該研究者が実施する研究開発を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。

ただし、研究開発責任者と、主たる共同研究者とが互いに入れ替わって、複数件の提案を応募することはできません。

(重複応募について)

Q J S T 公募の他事業に応募していますが、SIP に応募できますか。

A 応募は可能ですが、不合理な重複、過度な集中に当たると判断される場合は、採択時に調整させていただく場合があります。

(採択後の異動について)

Q 研究開発実施中に研究開発責任者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A PDの承認を得ることができ、当該研究開発が支障なく継続できるという条件を満たす限りにおいて、研究開発代表者が異動先の機関で研究開発を継続することも、研究開発代表者を変更して、同一機関で引き続き研究開発を継続することも可能です。異動が発生する場合は、管理法人に事前に連絡を行ってください。

Q 研究開発実施中に移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、SIPの研究開発費で取得した設備等を変更後の研究機関に移動することはできますか。

A PDが、所属研究機関の変更について妥当と判断した場合は、変更後の研究機関への設備等の移動が認められる場合があります。

(研究開発費の記載について)

Q 研究開発課題提案書に、研究開発費の積算根拠や年度ごとの予算を記載する必要がありますか。

A 研究開発費の積算根拠は必要ありませんが、費目ごとの研究開発費計画や研究開発グループごとの研究開発費計画を研究開発課題提案書の所定の様式に記載して下さい。また、面接選考の対象となった方には、研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を依頼する場合があります。

(研究開発実施体制・予算配分について)

Q 研究開発実施体制のグループ編成及びグループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。

A 提案されている研究開発構想に対する実施体制が、研究開発責任者の担う役割が中心的ではない、研究開発の多くの部分を外部へ請負や委託する、研究開発構想におけるグループの役割・位置づけが不明、グループの役割・位置づけを勘案することなく研究開発費が均等割にされている予算計画、等が考えられます。

Q 研究開発課題提案書に記載した研究開発実施体制及び予算総額を、面接時に変更することはできますか。

A 研究開発課題提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることはないよう提案時に慎重に検討下さい。なお、研究開発課題採択時にPDからの指示により変更を依頼することはあります。

(人件費について)

Q 直接経費で人件費の対象とならないのは、どのような場合ですか。

A 「研究開発責任者」及び「主たる共同研究者」の人件費は直接経費の対象ではありません。

(研究開発費の使途について)

Q プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則としてできません。但し、管理法人が許可をした場合は可能です。

(委託研究契約について)

Q 「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、「研究開発責任者」の所属機関を介した「再委託」※の形式をとるのですか。

※ 研究契約における「再委託」とは、研究開発責任者の所属機関とのみJSTが締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のこと。

A JSTでは研究契約は「再委託」の形式はとっておりません。JSTは、「研究開発責任者」及び「主たる共同研究者」が所属する研究機関と個別に委託研究契約を締結します。

Q 研究開発費を繰越して次年度に使用することはできますか。

A 各機関が複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、繰越を行うことが可能です。この際、一定の要件を満たすことで研究機関の判断による繰越を可能にする等、手続きを簡便なものとしています。

(その他)

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。

A 原則応募者（研究開発責任者）本人が出席して下さい。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。P. 13 に示してある面接選考期間を確認すると共に、SIP のホームページ (<http://www.jst.go.jp/sip/k07.html>) に掲載しますので、確認して下さい。

Q 提案書の様式にある研究者番号とは何ですか。

A e-Rad（府省共通研究開発管理システム [<http://www.e-rad.go.jp/>]）へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を指します。応募は e-Rad より行うこととなりますが、e-Rad の利用に当たっては、事前に e-Rad への研究者情報の登録が必要です。e-Rad ログイン ID がいない方は、所属研究機関の担当者、もしくは e-Rad ヘルプデスク（P. ）にお問い合わせ下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

Q:取得した設備等物品の所有権は、誰に帰属しますか。

A:《大学等の場合》

JST が支出する研究開発費により機関が取得した設備等については、機関に帰属するものとします。

《企業等の場合》

平成 26 年度以降、JST が支出する研究開発費により企業等が取得した物品のうち、取得価額が 20 万円以上 かつ使用可能期間が 1 年以上の設備等の所有権は、JST に帰属し、取得価額が 20 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満のもの所有権については企業に帰属するものとします。

20 万円以上かつ使用可能期間が 1 年以上の設備等は、研究開発期間中は JST から企業に対して無償で貸与し、研究開発終了後は企業が買い受けるかもしくは固定資産税相当額で償貸与となります。また、有償貸与期間後は企業が設備等を JST の基準により算定した評価額で買い取っていただくことになります。なお、これら設備等は、企業における善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります（研究開発以外の業務に使用することはできません）。

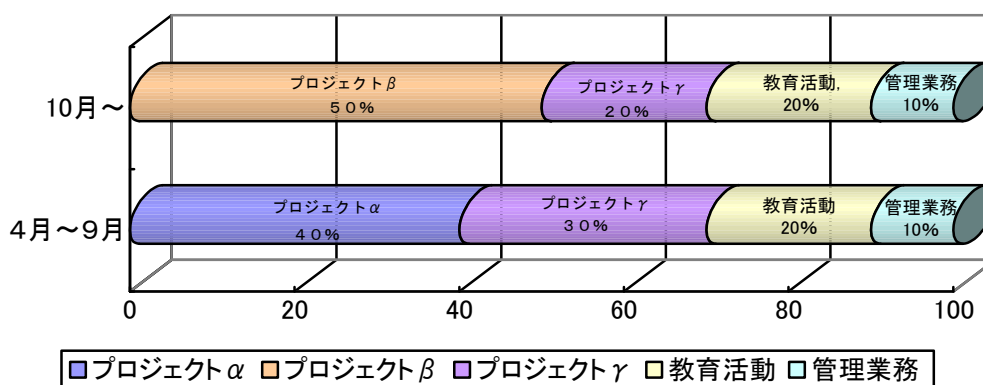
## VI. その他

### エフォートの定義について

#### エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。



<募集要領 更新履歴>

- 6月16日（月） 初版 公開
- 6月20日（金） 第2版 公開

**【お問い合わせ先】**

お問い合わせは電子メールでお願いします。

独立行政法人科学技術振興機構

産学基礎基盤推進部 SIP グループ

〒102-0076 東京都千代田区五番町7番地 K's 五番町

E-mail : sip\_infrastructure@jst.go.jp

また、SIP のホームページ

<http://www.jst.go.jp/sip/k07.html> に最新の情報を掲載しますので、併せてご参照下さい。